

平成18年 第1回(定例)由布市議会会議録(第3日)

平成18年3月8日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成18年3月8日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第59号 平成18年度由布市一般会計予算について
- 日程第2 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第5 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第59号 平成18年度由布市一般会計予算について
- 日程第2 議案第60号 平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第61号 平成18年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第4 議案第62号 平成18年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第5 議案第63号 平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第6 議案第64号 平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第7 議案第65号 平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第8 議案第66号 平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第9 議案第67号 平成18年度由布市公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第10 議案第68号 平成18年度由布市水道事業会計予算について

出席議員(26名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |

5番	佐藤 郁夫君	6番	佐藤 友信君
7番	溝口 泰章君	8番	西郡 均君
9番	淵野けさ子君	10番	太田 正美君
11番	二宮 英俊君	12番	藤柴 厚才君
13番	佐藤 正君	14番	江藤 明彦君
15番	佐藤 人巳君	16番	田中真理子君
17番	利光 直人君	18番	小野二三人君
19番	吉村 幸治君	20番	工藤 安雄君
21番	丹生 文雄君	22番	三重野精二君
23番	生野 征平君	24番	山村 博司君
25番	久保 博義君	26番	後藤 憲次君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	衛藤 重徳君	書記	衛藤 哲雄君
書記	吉野 貴俊君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	清永 直孝君	総務部長	三ヶ尻隼人君
総務課長	篠田 安則君	防災危機管理室長	柚野 邦裕君
総合政策課長	野上 安一君	行財政改革室長	相馬 尊重君
財政課長	米野 啓治君	市民課長	佐藤 利幸君
人権・同和对策課長	岩尾 豊文君	産業建設部長	後藤 巧君
契約管理課長	高田 英二君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
小松寮長	佐藤 吉人君	寿楽苑長	菅 正憲君
西庄内保育所長	三重野裕次君	健康増進課長	大久保富隆君
健康温泉館長	浦田 政秀君	保険課長	佐藤 純史君

環境商工観光部長	小野 明生君	環境課長	麻生 哲雄君
挾間振興局長	二ノ宮健治君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	湯布院地域振興課長	秋吉 洋一君
会計課長	飯倉 敏雄君	農業委員会事務局長	立川 忠実君
教育次長	後藤 哲三君	学校教育課長	太田 光一君
体育振興課長	佐藤 省一君	消防長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（後藤 憲次君） 皆さん、おはようございます。議員各位には、連日の御審議でお疲れのことと存じますが、本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は26人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長並びに各部課長の出席を求めています。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第3号により、前日に引き続き各議案の質疑を行います。

なお、発言は質疑、答弁とも簡潔をお願いいたします。

議案に入る前に、先日の答弁漏れがありますので、まず最初に農政課長より答弁をさせていただきます。

農政課長（平野 直人君） おはようございます。農政課の平野でございます。8番議員さんから御質問のありました耕地災害復旧の関係の予算の収入のと支出の関係でございます。収入の方でそれぞれ県費補助金、分担金があるわけでございますけれども、それ以外に査定設計あるいは被災地の土砂の系統の単費があるわけございまして、そういう部分があるために、歳出と収入の分が一致していないということでございまして、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

査定設計を行う上で、2分の1の補助金があるわけですが、実施設計になりますと補助の対象とならないわけです。でありますので、査定設計＝査定で、そのまま査定でよろしいということであればよかったですけれども、それ以外の査定で落とされた分につきまして、補助の対象にならないわけでございます。それと、実施設計を組む上においては、もう100%単費でやらなくてはいけないということでございまして、そういうものが入っているために県の補助金と、それぞれ地元が出してくる負担金＝事業費が一緒にはならないということの説明でござい

す。

議長（後藤 憲次君） 次に、財政課長。

財政課長（米野 啓治君） おはようございます。昨日1番議員さんでしたか、ラグビー場建設に係る合併特例債と地域活性化債とでは、どちらが得かということを指摘されました。議員さんの皆さんにお手元に配付しています資料を見ながら、説明いたしたいと思います。

昨日、私が地域活性化債の交付税算入率は50と答えておりましたが、大変申しわけございません。30%でございます。

まず、合併特例債から申し上げます。事業費2億5,000万円の事業費で、起債充当率は95%です。このときの特例債は2億3,940万円借りられます。それから、交付税算入額なんです、70%で1億6,758万円算入されます。それから、県補助金が3,500万円となりまして、市費単費は4,742万円となります。この4,742万円と申し上げますのは、起債充当率の2億3,940万円を2億5,000万円から引くと、一般財源が1,060万円になります。それから、交付税で算入されて、残りの一般財源が7,182万円となります。それから、補助金の3,500万円を引きますと4,742万円となるわけでございます。

次に、地域活性化債でございますが、充当率が75%でございます。1億8,750万円の起債が入ってきます。それから、これに2億5,000万円から引いた残りの一般財源は6,250万円となります。交付税で算入される30%が5,625万円となりまして、この残りの一般財源6,250万円と交付税算入額の残りの1億3,125万円から県の補助金8,663万6,000円を引きますと、1億711万4,000円となるわけでございます。これは市費でございます。

で、合併特例債と地域活性化債のどちらが得かということなんです、市費単費にいたしますと合併特例債は4,742万円、それから地域活性化債におきましては1億711万4,000円となりまして、合併特例債の方が得かと思われま。

以上でございます。

それから、もう一件ございまして、議案第54号の27ページをお開きください。8番議員さんから、財源内訳の件で指摘をされました6目の企画費の中でございます。これにつきましては、大変申しわけないんですが、その他財源の中に三角で5,058万1,000円が記入漏れでございまして、企画費補正予算額はマイナスの5,634万6,000円となっておりますが、補正予算額の財源内訳といたしまして国・県支出金が三角の80万円、それからその他財源が三角の5,058万1,000円、それから一般財源が三角の496万5,000円となります。大変申しわけございませんでした。一般財源が足りないんじゃないかということも指摘されましたが、これで一般財源800と何がしだったかな、これから引かれると思います。

以上で説明を終わります。

日程第1．議案第59号

議長（後藤 憲次君） それでは、ただいまから本日の議案の質疑に入ります。

まず、日程第1、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を受けます。

きのう歳入の質疑を終わりましたので、これより歳出についての質疑を行います。

まず、1款議会費、2款総務費について質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。まず、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） おはようございます。9番、淵野です。よろしくお願ひいたします。35ページ、済みません、35ページの2款総務費4目財政管理費で13節の委託料ですが、行政評価システム導入とありますが、これはどこにどのように委託をされているのか、お聞きしたいと思います。私、総務委員会なので、ちょっと詳しくは総務委員会の方でお聞きしようと思ったんですけど、済みません、簡単で結構ですのでよろしくお願ひいたします。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 9番議員さんにお答えいたします。

この行政評価システム導入というのは、今現在、国、県からよく言われていますバランスシートですか、まずそれを導入してというか、バランスシートを作成しなさいということでバランスシートをつくっていく段階で、各施設のそれぞれのやはりバランスシートに従って評価をしていく、そのための委託料でございます。

議長（後藤 憲次君） 9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） どこに委託されるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 会社名というのは、今ちょっとはっきりは決まっていらないんですが、ちょっと待ってください。今から決めるところでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。よろしくお願ひします。38ページの2款1項6目1節です。そこのいろんな委員会があるんですけど、中には知っている委員会もあるんですけど、少しその委員会の内容を説明していただきたいと思います。委員さんが何名いて、委員名の公表はできないかもしれませんが、できたらそこまで教えてほしいんですけど。

それから、その下の8節の報償費の中の、これいろんなのを計画をしていると思うんですけど、これも少しどういうことなのかを説明お願いいたします。

それと、コミュニティーの方のもう一つあるんですけど、それはほかの方をお願いいたします。

それと、19節の地域活力創造補助金、それについて説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 田中議員、続けて質問を許しますので、3点ずつぐらいに絞って答弁をもらってください。

議員（16番 田中真理子君） あと1点ですけど、42ページの2款1項19節の地方バス補助金ですけど、どこのところのバスなのか。どの地域のところを走っているバスなのか、それを説明してください。それだけです。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

行財政改革室長（相馬 尊重君） 行財政改革室長です。16番議員にお答えします。

まず、38ページの6目1節の報酬の委員会報酬の内訳でございますけども、まず一番上の行財政改革推進会議委員、これにつきましては行政改革大綱並びに実施計画等の審議をお願いする外部の委員さん方、民間の方々で構成される委員会でございます。構成委員数は8名で構成するようにしております。その内訳を申しますと、大分大学の経済学部の先生、それと企業を営営されている方を2名、それと大分銀行の方から1名、それと市役所の職員のOBの方1名、それと3それぞれ旧地域ごとに自治委員さんからそれぞれ1名ずつの3名、合計8名で予定をしております。

その下の指定管理者選定委員会につきましては、指定管理者導入に伴います選定をお願いする委員会ございまして、構成メンバーは9名ですが、民間委員さんはこのうち5名になっております。ですから、報酬をお支払いするのは5名です。このメンバーにつきましては、やはり大分大学の方から先生をお願いしております。それと、自治委員会の会長さん、それと商工観光関係の代表の方、女性団体連絡協議会の代表の方、それと農業関係代表の方、それとあと総務部長、教育委員会次長、それとその施設が関係する部長、それとその施設が関係する振興局長で構成をされております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 引き続きまして、総合政策課より御説明をいたします。

次の地域審議会につきましては、3地域に設置をしております地域審議会委員さんの報酬関係でございます。これにつきましては湯布院地域が衛藤昭彦委員長外です。庄内町が大塚壽徳委員長外でございます。挾間町が二宮邦弘委員長外でございます。各審議会とも15名で、45名の審議会が由布市にできております。委員構成です。そのうち5名ずつ、15名が公募委員として

決定をしているところです。この地域審議会委員会の報酬でございます。

それから、次の地域交通会議市民交通対策検討委員、総合計画審議会委員につきましては予算可決後、事業の遂行に伴って、これから設置をしていく予定でございますのでよろしくお願いいたします。特に、地域交通あるいは市民交通につきましては、今後、予定しておりますバス運行等の審議会委員を予定しております。総合計画の審議会委員につきましては、市民の参加を積極的に入れながら、市民の皆さんとともに作る総合計画の委員という形で動いていきたいというように思っております。

8の報償費関係につきましては、予定しております住民自治条例の研修会等の講師、あるいは予定しております交通計画のアドバイザーの意見等が中心でございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

特に、職員のまちづくり関係の勉強会の講師等も予定をしておりますし、予定しております総合計画の、やっぱり私たちの情報だけでは限界がありますので、民間委員の中央の委員さんあたりの専門的な知識を得るために、一、二名のアドバイザーをお願いしまして、その情報、知恵をやっぱり借りたいというふうなことも考えております。その関係の委員でございます。

19節の地域活力創造事業の御質問でございました。これにつきましては合併協議の中で議論してきましたところですが、3地域振興局に対する事業活動費、特にソフト事業を予定しておりますけど、各振興局に振興局長の権限等によりまして、各地域の地域振興を図るための事業を予定しております。1局当たり200万円、3局で600万円の予定をしているところです。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） おはようございます。総務課長です。16番、田中議員の御質問にお答えいたします。

42ページの19節の地方バスの補助金、これにつきましては過疎バスの過疎バス対策補助金ということで、亀の井バスに塚原線の路線に対する補助ということでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 報償費は年に1回ぐらいなんですか。年に何回かの合計なんですか。こういう研修会は、予定している。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 年に数回を予定しております。金額、講師の謝礼等の都合もございませうけど、できるだけ回を多くしたいというように考えております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） それと、もう一つ、地域活力創造補助金なんですけど、200万円というと余り大した金額ではないんですけど、それはもう地域振興局の方に任せて、その基準というか、それを使うときに、住民がそれを知っていればそこに相談に行けば、そういうことに対して支援してくれるというふうに考えていいんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 現在、振興局と詰めておりますけど、ある程度基準をつくりまします。内規要綱をつくりまして、その要綱に基づいて、運営をしていきたいというように考えておりますが、もちろん市報等でこういう事業があるという形は、市民に積極的にPRをしていきたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。

議員（16番 田中真理子君） はい。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 39ページの2款総務費の中のコミュニティーバス運行費994万7,000円とあります。この994万7,000円のコミュニティーバスの目的と伺いますか、私は、交通弱者対策というようなことで4月1日から路線バスが廃止になりますが、それを考えてのバスと思いますが、その内容について。それから、このコミュニティーバスは、地域社会というので3町を巡回するような、巡回のそういう弱者対策としての巡回するバスなのか。コース、それからいつから運行するのか、その計画概要がわかればお尋ねをしたいと思います。以上です。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 山村議員さんの御質問にお答えいたします。

39ページのコミュニティーバスの運行の994万7,000円につきましては、庄内地域の民間バス、大分バスが運営しておりますが、阿蘇野地区と大津留地区がこの3月で廃止になります。現在のところ、この阿蘇野地区分と大津留地区に何らかの通学バスの援助、足の確保をしていきたいというような考えで、現在、地元と事前の協議は若干させていただいております。子供たちの足の確保を中心に、市民の皆さんも活用できるような活用はできないだろうかということで、阿蘇野地域、大津留地域の路線バスの運行の経費が、コミュニティーバス運行の994万7,000円の両地区の運営費でございます。

大津留地区につきましては、若干まだ協議を残しておりますが、阿蘇野地区については午前中2便、朝便で2便、あるいは帰りに2便というふうな形、あるいはコース等について詰めております。ただ、阿蘇野地区につきましては、長期間にわたりまして道路が通行どめの可能性が予定されておりますので、現在、路線変更も含めて、湯平経由で庄内の中学、あるいは小野屋の駅あ

たりまでの輸送態勢について、再度検討を、今、しているところでございます。

次の、コミュニティーバス試験運行事業の615万円につきましては、合併協議の中で出ております「くるりん号」の運行に対する経費でございます。これにつきましては試験的に実施をしていきたいというような考えを持っているところです。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 内容についてはわかりましたが、阿蘇野地区、それから大津留地区も同じですが、朝1回というようなことでは困るというような住民からの、お医者に行ったり、学生だけじゃなくて、地域住民がもう車のない人が非常にお医者とかいろいろ買い物とかに行くのに困るというような要望が、市長のところにも来ておると思います。そういうことで、できたらやはり交通弱者対策というのはこれからの大きな課題と思いますので、やはり地域住民に得になるような、本当にサービスができるようなバスの運行をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 答弁要りませんね。はい。

次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口でございます。今、山村議員と同様の質問になりますけれども、この委託料の中に入っておりますコミュニティーバス試験運行业務の関連ですけれども、アンケート集計分析、そして計画策定補助業務というものと試験という、コミュニティーバスの試験とが関連があるのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 2通りの予算で非常にわかりにくい面もあるわけでございますが、コミュニティーバスそのものにつきましては、先ほど言いましたように、路線バスの廃止に伴う運行ということでございますので、これに対しては運行が目的にしております。

2つ目の御質問の試験運行等につきましては、今後、市内の巡回バスが可能であるかというふうなことで、例えば湯布院から挾間のジャスコまで、あるいは医大までを輸送するようなことが可能であるのか。また、果たしてこれを運行して乗る人はいるのかと、そういうふうなことも含めて、今後の実施態勢も含めてでございますが、実施しても、今後、乗ることがないというふうなことも想定されます。これらを含めまして、3カ月程度試験運行をしてみたい。それに伴いますアンケート等の利用者のアンケート等もやってみたいと。それから、市民のアンケート等もやってみたいというふうなことの経緯でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そうしますと、当然試験をやるということは実際に動くわけですが、住民、市民の皆さんのこういうルートで、あるいはどういう便数で、そして市としてはどのぐらいの人数が結果的に利用するのかというふうな、まず仮説的なものが上がってくるはずですので、その仮説を検証するために実際に試験的に動けば、業務に対する賦課といいますが、支払い経費が615万円という中での割合がすごく少なくなると思うんです。

早目にアンケートをとるべきであって、そして要望を聞くべきであって、その後にああ、これだけの利用の要望があるんだなという前提、いわゆる仮説にのっかって、実際に運行してみるというふうなやり方でないと、やみくもに615万円の中で雇った、車を借りた、走らせた。結果的にどれがいいのかわからないというふうな試行錯誤ではなくて、初めに仮説を立てるべきだと思うんですけれども、そのあたりのお考えをちょっとお聞かせください。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 議員御指摘のとおりでございます。運行につきましては秋ぐらいを予定しております。それまでにどのようなコースでどういう形でいいのかと、実際運行までにこぎつけるほどの乗降客があるのかというふうなことの事前準備を万端を期して、アンケート等も含め、それからコース等も含め、地域の皆さんの声も聞きながら運行をしていきたいと。ただ、運行をしてみたのに、本当に乗る人が少なかったというふうなこともあります。

それから、この事業につきましては、県、国の御支援もいただきまして、国、県の補助もいただいて実施をしていきたいというふうに考えておりますので、やみくもに運転を走らせるということじゃなくて、事前に調査を十分に行って、今後、実施が可能なのか、実施した場合に乗る人が果たしておるのかと。そういうようなことで、将来的に財政負担もかなり予想されますので、慎重に実験事業を実施してみたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そういう姿勢であれば問題はないと思うんですけれども、アイデアをちょっと変えまして、スクールバスがありますし、福祉バスがありますし、くるりん号があるというふうに、この3分割でいくんではなくて、それを統合する形で、スクールバスにお年寄りが乗られたり、あるいは福祉バスに子供たちが乗ったり、いわゆる生活に供するバスと福祉に供するバスと教育に対するバスという区別をするのではなくて、統合の方法で何とかそのバスが、どなたにも利用できるというふうな形の運行をお考えになっているのかどうか、そこを確認させてください。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 前議会のときに、淵野議員から御質問がありましたが、18年度中は予定どおり福祉バス、スクールバスは運行予定でございます。今回の予定しておりますの

は、議員御指摘のように、福祉バス、スクールバス等も併用した運行ができないかというふうなことを考えて、調査していきたいというふうに思っております。

議員（7番 溝口 泰章君） わかりました。

議長（後藤 憲次君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 1番です。私、総務委員会なので所轄する予算なので聞けません。関連質問として、先ほど田中真理子議員が聞かれた企画費の中の報酬の中の地域審議会委員の報酬について、3町でそれぞれ15名ずつ45人の地域審議会委員、72万円上がっているというふうに御説明をされましたが、これ1年間で何回開かれる予定で72万円上げているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 今のところ、予算につきましては4回を予定しております。また、回数がふえれば必要に応じて、補正予算をお願いすることもあり得ると思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに。立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川でございます。先ほど総務課長が、42ページの19節の地方バスの補助金について御回答がありましたけれども、塚原だけなのかと、今、この塚原、今、地方バスの補助金を出しているということでございますけれども、一般の人が乗れるのかどうか、ちょっとお伺いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 振興局長の佐藤です。塚原と、ちょっと記憶ではありませんが、湯平のバスもこれに入っているかと思いますが、あと総務課長の方で確認をしていただきたいと思います。とこれは、一般のバスの運行の補助金ですので、もちろん学生であろうと一般のだけでも乗れます。普通のバスの運行に伴う過疎バスの補助金です。

議長（後藤 憲次君） 立川剛志君。

議員（3番 立川 剛志君） わかりました。湯平もあるんじゃないかと思って、今、質問をいたしました。それと、一般の人が乗れるのかという質問については、私もよく詳しくは調べていないんですけども、各町で今まで税金の相談を、各町で地域でやっていた塚原とか湯平とか、それがなくなって役場1本に庁舎1本になって、非常に足の不便さを感じているということがありましたので、関連するんですが、便の考え方、バスに対する何便通るのか、いつ通るのがいいのかという検討も重ねてお願いして、これでもう質問を終わります。

議長（後藤 憲次君） 12番、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番の藤柴でございます。34ページです。総務管理費の委

託料の件でございますが、文書等配達業務ということで180万円計上をされております。これ、私がちょっと思っていることは、今、自治委員に市報とかそういう配付物を宅急便で配付、届けおるかどうか、そのことを意味するのかどうか、これをお伺いをしたい。

それから、その下の例規システム保守、ここに219万円、これはどういうことを意味するのか、よくわかりませんので説明を願いたい。

その下の産業医、この産業医の150万円、これはどういう産業医、何を指すのか、その3点ほど答弁をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。藤柴議員の御質問にお答えいたします。

文書等配達業務180万円につきましては、議員御指摘のとおり、区長配付物、クロネコ便のクロネコのメール便ということでその委託料、クロネコヤマトと契約しております。

それから例規システムの保守219万円というこれにつきましては、パソコンの中に例規が全部入っております。その関係の保守ということと、それから条例改正等の関係をまた訂正をする関係の保守でございます。

それから、産業医につきましては、由布市の安全衛生管理規定によりまして、組織として安全衛生管理委員会というのを職場の中、由布市の中に立ち上げて、今からやっっていこうということでございます。これにつきましては、労働安全衛生法施行令、これにおいて産業医を選任すべき事業所ということで、50人以上の職場においてはそういう産業医を配置しなさいということになっております。これによりまして、それぞれの庁舎が対象になりますし、教育委員会、それから福祉事務所等の職場もその対象になってくるということで、予算計上をいたしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 再質問をいたしますけども、文書等の配達業務につきましては、合併前は大変御苦労だったんですけど、職員の皆さんが各区長さん、今は自治委員ですけど、旧区長さんに届けておったんです。それで、この180万円というのは、それをやればその経費は当然要らなくなるわけです。こんな財政が厳しい予算も組めない、確かに180万円と小さな金額ですけど、こういうところはやはり切り詰めてどうしていかれないのか、私はどうも疑問に、今、思っているところであります。そこら辺の答弁をもう一回お願いしたいのと、産業医の件ですけど、これはもう法律で50名以上の職場はそういう安全衛生委員会なり開いて、そしてその中で産業医を含めたいろんなことをやるということで、今、理解できました。ということで、さっき言った配達業務について、もう一回根本的にどういう考えをしているのか、お伺いをしたいと、このように思います。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 藤柴議員の御質問にお答えいたします。

確かに庄内町におきましては、各職員がそれぞれの行政区に職員がおりまして、文書等の配付につきましては、その職員が配付をしていたという実態もあります。ただ、合併をいたしまして、それぞれの職員が3庁舎に分散されまして、その職員が今まで配っていた職員が、もう文書等の発送につきましては庄内庁舎を起点として、今、発送をいたしております。その関係で、それぞれの地域に配付ができる職員が、庄内庁舎にはまだ確保されていないということで、今、議員が御指摘のありましたような職員を使つての配付ということは、文書発送日に職員が庄内庁舎に集まって発送する、それぞれの区長に配付ができるような態勢もできないこともないかということで、今後、検討をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 要は、確かに金額もさっき言ったように、大変無駄な金額だと思ひんですけど、やっぱり区長さんあたりの今までの意見を、こう変化、変わった時点で聞いてみますと、やはり今まで職員が地域の皆さんの職員がそういうように配達してくれよる。その場、やはりいろんな行政とのコミュニケーションです、ここら辺も十分できていたと。だから、配達でただもうクロネコさんのメール便でぽんと持ってきて、玄関かどっかにぽんと置いて帰るといふことで、やっぱり今からは地域密着型、市長が言われます協働のまちづくりと、提唱されておりますしですね。

こういう面からしてもやはり、さっき総務課長が言われましたように、職員数が減ったからなかなか届けにくい。しかし、それを最小限にやっぱりできることは最小限に、1人2人が足らんから全部メール便でやると、そういう発想は、私は改めてもらいたいと思ひますし、今後、検討を十分重ねて、やはりそういういろんなメリットもありますので、十分に検討をさせていただきたいと、このように思ひます。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかに。二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。今の34ページの13の委託料なんですけども、例規システム保守ということで219万円上げています。今の説明では、この例規集を職員のパソコンには皆入っているらしいんですけども、この議員に将来的には議員からもそういうものが見れるかどうか、その辺の検討もお願いしたいんですが。そうすれば、今、こういう狭いところに例規集をこうたくさん置くよりも、こういうものを少し少なくして、家からでもやはりそういう例規集が見れるかどうか、その辺、将来的にはそういうふうなシステムというものを構築

していただきたいんですが、その点いかがでしょう。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 御指摘の件につきましては、今年度予算の40ページ、歳出の40ページの備品購入費のパソコン購入という項目がございます。420万円予定しておりますが、この中に職員の分と一部議会对応の分について予定をしているところでございます。ただ、これは限られた情報でございますので、自宅で持って帰って見るというようなことについては御理解を賜りたい。議会事務局あるいは議長室、副議長室等に、予算が許す範囲内の台数について設置をしていきたいという考えは持っております。ただ、自宅については御理解を賜りたいというように思っております。

議長（後藤 憲次君） 11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 議員の任期中にIDとかそういうふうなもののセキュリティーというのを確保できれば、自宅からでもいいんじゃないかなと思うんですが、1回1回、議長室とか職員のところに行って例規集を見るよりも、家でいろいろなこう検討をしたり調査をする場合に、大変助かるんじゃないかなと思うので、その辺もあわせて検討を願えればありがたいと思いますが。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） やっぱりセキュリティーの関係がございまして、職員もまだそこまでやっていない状況で、お手元に例規集の冊子を貸与していると思いますので、自宅で見る部分あるいは活動のために見る部分については、お手元の例規集によって、当分の間御理解をいただきたいというふうに思っております。できるだけ近いうちに、そのような形もとりたいと思っておりますけど、やはりさまざまなセキュリティーの関係がございまして、御理解を賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） おはようございます。2番、高橋です。先ほど藤柴議員と今の二宮議員にもちょっと関連するんですけども、自治分配、湯布院のときは毎月1度、その自治委員さんが集まってコミュニケーションも図りながら、そこで自治分配資料を持って帰って配付したというような経緯がありますので、本当にこの180万円、とんでもない金額だなというふうに思っていますので、何とか見直していただきたいと思います。

今、その自治委員会というのが、年に何回ほど各地域で開催をされているのかについて、報酬が上がっていますので、その件についてちょっと教えてください。

それと、例規システムの保守なんですけれども、こないだちょっと、私、役場に行きまして係長さんか何かと話したときに、例規集をお持ちでないんです。画面の中に入っているんですけど

も、実際に画面で見ると本に取って見るのとは、全然認識が違います。今、例規集をどの辺までお渡ししているのかについて教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 2番、高橋議員の御質問にお答えいたします。

自治委員会の開催の回数でございますが、先日、役員会を開催いたしまして18年度の自治委員会の開催回数につきましては3回を年に3回、各町ごとに振興局ごとに3回ということで決定いたしました。あとは役員会を3回、やはり前後に行うということで決定しております。今、高橋議員が言われますように、自治委員さんが集まって文書を持って帰っていただくということが可能になれば、またそういう機会を利用して配付していけば、1回、2回は配達便が軽くなるんじゃないかと思っております。

それと、電算の中に、今、確かに例規が入っております。職員につきましてはもうそれを開いてそれぞれのプリントアウトしているということで、今、お願いしておりますが、実際業務をする上で画面を見て作業をするということにつきましては、非常にやりづらいという声も出ております。そういうことで、今、配付しておりますのが各事務所におきましては部長までということで、あと予備が図書室に置いておるとい程度のものでございますので、今、今度の予算の中で50冊、増冊をして各課に1冊ずつは置いておかないと事務ができないなということで、今、予定をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。ぜひ目標としては職員一人一人に例規を持たせることが、私は最低限必要であるというふうに考えておりますので、その辺ぜひ御検討をください。

それと、ちょっと自治委員会の回数が年に3回というのはちょっとびっくりしたんですけれども、各自治委員さん、非常にやりがいを持って誇りを持って自治委員ということをやっております。地域が合併したからこそ、地域の自治は自治委員がしっかり守っていくんだというふうなことを、情報の共有も含めて、最低でもやっぱり月に1回実施して、配付物を持って帰っていただくようなことが検討できないのか。そこについて教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

先日の役員会の中で協議をしてきたのは、各町これまで自治委員会、今までは区長会という名称でやっていたところもありますし、自治委員会もあります。その中で挾間町におきましては年4回、それから湯布院町が3回、庄内町におきましては年2回という形の中で区長会、自治委員

会が開催されておりました。それで、新市におきましては一応3回ということで、必要に応じて臨時の会合もできますということで、御了解をいただいているところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに、19番、吉村幸治君。マイクを貸してください。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村です。35ページの13節のこの委託料の中の看板設置です。234万円、ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、この内容をお願いしたいと思います。それから、同じく看板がもう一つどっかにあったですね。39ページでしたが100万8,000円、この看板内容もあわせてお願いいたします。

それから、その35ページの、失礼、37ページですけども、19節の一番下の方にあります貸付地元交付金、端数が出ておりますが、これはどういうものか、説明をお願いいたします。

それから、ずっと行きますと41ページの、先ほど自治委員のことが出ていましたけども、自治委員報酬、これは3,255万8,000円、これはどういう算定基準でこういう金額が出ているのか、説明をお願いします。

それから、42ページです。備品購入費の中のこの600万円、機械器具費防衛太陽エネルギー、防犯灯という説明があるんですけども、これは湯布院の若杉地区の防犯灯のバッテリー交換ということでございましたが、この補助は国からあるのか。また、このバッテリー交換はいわゆる耐用年数です、どのくらいの年数で交換が必要なのか、お願いしたいと思います。

それから、45ページ、納税組合運営補助金380万円、これは従来の集金業務に対する報償費と受けとめられかねないんですが、その辺の関連はどうなのか。また、どういう納税組合に予算化しておるのか。以上、お願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 看板の件について吉村議員の御質問にお答えいたします。

まず、35ページの文書広報費の看板につきましてでございますが、これから由布市の誕生に伴いまして市民憲章を予定しております。この市民憲章等につきまして各庁舎あるいは市内の公共施設等に、市民憲章の提唱に伴います看板の設置をしていきたいと、この予算を予定しております。

39ページの看板につきましては、予定しておりますコミュニティバスの停留予定所、大体今、予定では120カ所程度予定しておりますが、その仮の看板設置費を予定しているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 吉村議員の御質問にお答えいたします。

41ページの自治委員の報酬でございますが、この自治委員の報酬につきましては合併協議会

の中で協議をいただきまして、それぞれの委員の報酬を決定いたしております。その中で決定いたしておりますのが均等割で区長5万3,100円、年額5万3,100円、それから戸数割で1,420円、それから出ていただいたときには日額の2,400円の費用報酬ということでございます。挾間町におきましては54区でございます。庄内町におきましては57区、それから湯布院町においては39区ということになっております。

湯布院地域振興課長（秋吉 洋一君） 湯布院の地域振興課長の秋吉でございます。吉村議員さんの御質問の42ページ、18節でございますけども、ここで太陽エネルギーの防犯灯設置ということで600万円お願い申し上げております。これにつきましては、米海兵隊の移転訓練に伴う住民の治安維持のためということで、日出生台演習場に近接いたします若杉地区、それから並柳地区、それから塚原地区、以上、3自治区に対して全部で39基の、済みません、38基ですね、38基のソーラーシステムの街灯を設置してございます。これにつきましては、財源につきましては防衛の交付金事業でございまして、100%の補助率ということになってございます。

それから、いま一つ、耐用年数の御質問がございましたが、耐用年数は法定耐用年数5年ということでございます。ちなみに、この設置につきましては平成9年度から10年度にかけて設置したものでございまして、法定の耐用年数は経過しておるというところでございます。

以上でございます。

契約管理課長（高田 英二君） 吉村議員さんの質問にお答えしたいと思います。

37ページの貸付地元交付金でございますが、これは湯布院町の分でございます。町有の入会原野等で自衛隊に貸した分とか、NTTあるいはJ-PHONEとかに貸した分の地元の交付金でございます。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。45ページの徴税費の納税組合の運営補助金380万円でございますが、税の収納率アップのためにはどうしても、納税組合の皆さんの御協力も願わなければなりません。そういう意味で、現行の1組合当たり2万円と、それから件数で定めてございまして、1件当たり100円というような形で補助金を出すということでございます。納税組合、全部で85組合を予定いたしております。それから、件数につきましては2万1,000件というような形で計画をいたしてございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 大分わかりましたが、自治委員の150地区ですか、報酬ですけども、41ページ、これは各地方同じなんですか。地域によっては差があるということではないんですね。ありませんね。（発言する者あり）はい、わかりました。

それから、42ページのこのバッテリー交換、これはつくるときは国がつくってくれたけども、あとの維持管理は地元並びに担当行政と自治区と自治体ということの話を聞いたことがあったんですけども、全額これも防衛がやってくれるということでもいいんですね。わかりました。

それから、45ページの納税組合、そうした収納率アップのための組合、それはわかるんですけども、そういったことに対する報奨というのができないというふうに、今後、できないというふうに理解をしているんですけども。その辺のお考えをもう一回ちょっとお聞かせいたしたいと思います。 議長、いいです。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 苦しい説明があるかと思いますが、この辺の説明の中で組合運営補助金ということで理解しましょう。わかりました。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、たびたび関連質問ですが、先ほどの例規集のセキュリティーのことの御答弁でちょっと確認をしたいんですが。例規集をセキュリティーの関係上、家に持ち帰って見ることはできないと言われていたんですが、何をセキュリティーと言われているのかわからないですが、例規集に載っているのは条例と規約で、これは公開されているものであって、どこからでも自由に本来見られるべきものだと思うので、どういう意味でセキュリティーと言われているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） この部分のみが単独でということが非常に厳しいのではないかと。ほかの部分も一緒になって、由布市の場合の電算業務が一括してある関係を、私は説明したわけございまして、議員御指摘のように、例規集のみは公開、公表になっております。だれでも見れるように大抵なっていますが、今の由布市の電算のソフト業務が、これ以外の市の中の情報業務等も一緒になっている可能性がありますので、この辺の危惧、心配をしているわけございまして御理解を賜りたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。では、提案ですが、例規集の部分を全部ホームページに載せていただければ、市のホームページに載せて一般からでもアクセスできる、それをやっている自治体も数限りなく、今、ありますので。その本体の例規集の電算の方には入れなくても、ぜひホームページにこれを全部載せて検索できるようにしていただければ、議員も家から見られると思いますので、提案を含めてお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 調査、研究をさせていただきます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。22番、三重野精二君。マイクを貸してください。
議員（22番 三重野精二君） 22番、三重野です。今、セキュリティーの問題が言われてお
るんですが、このごろ警察並びに防衛庁、いろんな形で職員がもう役場でもほとんど公のもの
を使っているのか。中には、今は自分でノートパソコンを持って家に持ち帰って仕事をするとか
いうことは多々見かけるんですが、そこらのセキュリティーの問題ということになると、そう
いうものの対処は職員には十分徹底がされておるのかどうかを、もしされていないならば、今
後、どのような方法でそういうこともやっていくのかということもあわせてちょっとお伺い
したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） セキュリティーの部分につきましては、内部のセキュリ
ティーと外部にもお願いをし、外部といいますか、民間にもお願いをしまして十分その
監視体制をとっておるところでございます。さらに、職員につきましては内規規定をつ
くりまして、その内規を各職員に徹底をしております。この部分に関してはこうだ
と、この部分に関してはこうだと、あるいは私用の、使用について絶対禁止と。
ともすれば電算機を使っての個人的な情報、当初はめずらしいからゲーム等も
した職員も一部はあり、今の時代ではありませんけど、そういうこともあり
ましたが、そういうことについては十分内規規定で徹底をしております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 10番、太田です。37ページの総務管理費の警備保障
1,241万7,000円、これのどのような施設なり方法でこのお金を払っているのかと、
次の39ページ、14節の入場料の50万円というのがどういう目的で、何に対して
入場料なのか。それと、その後の19節の地域活力創造補助金の600万円の説明
を受けましたが、その下の地域情報収集発信事業との135万円と分けてして
いますが、その下のものは何で総務費の中から払われていくのかという御説明
をお願いします。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 太田議員さんの御質問にお答えします。

37ページの警備委託1,241万7,000円でございますが、ただいまあります湯布院、
挟間、庄内の3庁舎の分の警備委託料でございます。宿直と土日の日直の分
でございます。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 太田議員の御質問にお答えします。

39ページの14の入場料につきましてでございますが、これにつきましては由布市の協働、
融和の事業の目的の事業の1つに予定しておりますが、家庭のきずな、地域の
きずな、家族のきずな、職員あるいは市民のきずなを深める事業というよ
うな形で市長も提唱しております。その

中でともすれば、薄らいできております家族のきずな、家族の会話、家族の対話を深めてもらおうというふうな形で、現在、大分県にありますJ1、大分トリニータの支援についても、県、国あるいは各自治体が応援をしているところでございますが、これらも含めまして、由布市のそれぞれの家族の皆さんに抽選でトリニータの見学を利用して、家族のきずなを深めてもらおうというふうな予定をしております。

これにつきましてはホームゲームが10試合予定されておりますが、この10試合に30組、60名を毎月招待しようという形をとっています。これにつきましては抽選で市民から広く応募していきたいと。特に、目的としましては、やっぱり家族の会話、スポーツを通じての家族の会話を深めてもらおうと、そういうことで親子の会話を深めてもらうということと、もう一つは大分トリニータの支援業務を一部は考えておるつもりでございますので、その予定の入場料でございます。

それから、次の19節の地域情報収集発信事業費補助金につきましては、挟間地域で事業の運営、成果が上がっております挟間未来クラブに対する支援補助金でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。あ、関連ね。手を挙げんけん、こっち。じゃ太田君から先に言ってください。10番、太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 警備保障ですけども、警備会社ということですが、今、私どもの個人的な施設なんかでは24時間、ある意味では監視するということで監視カメラを常時モニターをしているんですが、そういう検討をされているかどうかというのを1つと。

入場料の件ですが、結局抽選で連れていく費用まで、いわゆる会場まで一つのマイクロバスなりで、まで含んで検討をしているのか。

と、さっきどこに払うかはわかっているんですが、地域活力創造補助金の振興局が扱うべきものを、何で総務費の中から払っているのかという御質問の回答をいただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） はい、どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 防犯カメラ等の設置でございますが、今のところはまだ検討をしておりませんが、将来的には必要かなとは思っておりますので、どうかしては内部検討をしてみたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 入場料の支払いについては、通常どおりトリニータの参加に対する入場料ですので、会場での支払いという形になろうかと思います。

それから、地域情報収集発信事業の補助金がなぜ企画費に、総務の費用であるのかということでございますが、地域振興局の予算につきましてもそれぞれの部局の予算の中に反映されてお

ますので、あえてこの業務だけが総務の費であるということではございませんで、地域振興局の中で実施している事業については、さまざまな形で各予算項目の中に上がっている部分もあろうかと思いますので、御理解を賜ります。

議長（後藤 憲次君） 太田くん、いいですか、もう。

議員（10番 太田 正美君） はい。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 済みません、34ページを開いてください。一般管理費の中で、先ほど出た13節の委託料の中で下の方のことについて、皆さん、触れたんですけど、一番上の顧問弁護士です、これについては17年度の予算では訴訟費用ということで上がっています。顧問弁護士を置くということがよくわからんのですけども、どういうことを指しているのか。事件弁護に要する費用よりも、これが安くなるということなのか、それとも余りにも膨大な訴訟を抱えておって、顧問弁護士を置かざるを得ない状況になっているとか、いろんな要素があろうかと思うんですけども、そのことについて教えていただきたいと思えます。もしかしたら、旧町の庄内か湯布院で顧問弁護士を雇ったのかもしれないんですけども、挟間ではそれがなかったのでお尋ねいたします。

それと、私が一番関心のあるこの同和対策なんですけども、いわゆる消耗品費の中に特定団体の新聞です、雑誌等が幾らか含まれているのか。含まれていれば、それを幾らぐらい何部公費で購入しているのか。それと、ああ、ごめんなさい、43ページの13目の人権同和対策費の中で

それと、もう一つは、ここにも13節の委託料の中で啓発事業の中に指導員1名ということがあります。聞き漏らしたかと思うんですけども、どういう指導員でどなたがやっているのか、それを具体的に教えていただきたいと思えます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

34ページの13節の委託料、顧問弁護士についてでございますが、この顧問弁護士につきましては、先ほども議員さんが言われましたように、これ旧町時代の湯布院町、それから庄内町の中で係争中の事案がございまして、それがまだ継続しているということでございます。

以上です。それと、今後、そういう事案があったときには、また御相談にお願いしなければならぬということも含めてでございます。

議長（後藤 憲次君） 湯布院振興局長。

湯布院振興局長（佐藤 純一君） 湯布院の振興局長の佐藤です。旧町湯布院町時代のときのこ

とを申し上げます。

50万円で顧問弁護士さんということで、町の顧問弁護士さんとしてお願いをしてございました。これにつきましては特定の何かがあるからそれにといいんじゃなくて、いろんな事案が湯布院町の場合ございましたので、その相談をするのにどうしてもそれ、湯布院町のことを一番よく知っている弁護士さんを1人1年間、顧問弁護士さんとしてお願いした方が効果的であるということで50万円の、湯布院町時代はそれをしておりました。ただ、今、訴訟等が起こされて、損害賠償ということが請求しようということを言われている事件につきましては、これとこの顧問弁護士料とは全然別個のものになろうかと思えます。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 金額にいたしまして、庄内町の弁護士さんが50万円、それから湯布院町の弁護士さんが50万円ということでございます。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

人権・同和対策課長（岩尾 豊文君） 人権・同和対策課、岩尾です。西郡議員の御質問にお答えいたします。

消耗品費135万2,000円の内訳を申し上げます。人権啓発情報誌購読料10万4,000円、それから12月の人権週間に催しますイベントの、これは人権啓発作品の応募者への記念品、参加記念品、これが19万9,500円、それから事務用消耗品5万8,000円、資料代、これは研修会等の参加費も兼ねておりますけども2万9,000円、これが消耗品の内訳でございます。

それから、13節委託料の啓発事業の内容ですけども、これの人権啓発指導員についてはどういう者がなっておるかということですが、これにつきましては湯布院町時代から川上地区集会所、これが同和対策費で事業で建てました、これは集会所ですけども、規模的には隣保館に準ずる規模でございます。内容的には地域における自治公民館と同じような規模ですけども、建設当初からここでさまざまな啓発事業を行おうというふうな計画で、教育委員会の所管でさまざまな教室、講座がここで実施をされてきております。それについて、主にその事業の世話をする、そういうことでの人権啓発指導員という者を雇っております。個人名を申し上げますと、これまでは10年ほどもう経験者で実務研修もし、そして県の人権同和问题講師団の研修も受けております富田玲子と申します者が、今、この指導員の仕事に当たっております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 庄内と湯布院がよく裁判を起こされているみたいですが、顧問弁護士がいなかった方がそういう事件は起きなかったんじゃないかというような、私も思って、

いわゆる顧問弁護士の役割というのは、一体何なのかということをやっぱりちょっと考えさせられるんです。そういう点で言えば、そんな銭を使って顧問弁護士を置いて、訴訟をどんどん起こされるなんてようなことをやって、みっともないことをやらんでほしいというのが願いです。

今回の訴訟事務については補正の訴訟事務については、逆に訴えて取るということなんで別に構いませんけども、ほかのことを聞いてみたらいろいろ弁護士に相談せんで、業者と相談して何か町長がつかまったりとか、いろんなことをやっているみたいなんで、そういう点でいえば、顧問弁護士の制度そのものをきちっと検討し直して、そしてどういうふうにすべきかと。

私は、そのときどきの訴訟費用対応でできるんじゃないかというふうに思います。今、職員も大学生が法科を出た人が何人もあって、その点でひけを取らん人も結構いるし、かえって、たちの悪い弁護士を顧問にしておくよりもよっぽどいいことだと思います。それで、いま一つは、もっとも今、顧問をされている方がどなたかわからんから勝手にそういうことを言っているんで、人格高潔な人なら失礼しましたということなんです。

人権・同和対策に関して言えば、人権啓発情報誌なんて格好いいことを言えるけども、あれは差別誌です。差別を拡散させるための運動団体の特定の雑誌です。そういうことを大量に購入して、さもそれが差別の解消に役立つかのように言っているのは大きな間違いです。はっきり言えば、今はその同和地区、いわゆる被差別部落もないと。被差別部落民もないという時代に、いまだに被差別部落はあるとか部落民がいるとかいうことを主張している雑誌、新聞なんです。それを人権啓発に役立つみたいなのを言って、大量に購入するなんてもってのほか。1部ずつでいいと思います。もし、やるならほかの団体のそういう情報誌も取って、比較してみたらいいと思います。

啓発事業でいえば、県の講師だからいいということをちらっと言いましたけども、挾間町にも県の講師がいました。そして、堂々と部落開放同盟の運動を手助けして、そしてその宣伝活動をして歩いていった人だったんです。だから、必ずしも県の講師団だから優秀な人とかいうんじゃないくて、やっぱり人選、後でどういう経歴の人か、どういう運動にかかわっているのかを、また再度確認してみたいというふうに思います。そのときはよろしくお願いします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 太田正美君。

議員（10番 太田 正美君） 再度済みません。32ページの19節の負担金補助金で全国市議会議長会負担金50万1,000円というのがありますが、あとの負担金は2けた台なんですけど、ここだけ飛び抜けてあります、大きい。次の35ページの全国市長会負担金でさえも32万4,000円しかないのに、何で議長会だけこの50万円という飛び抜けた数字が出ているのか。根拠というか、何の目的でここまで50万円の予算を組んでいるのかを御説明願います。

議長（後藤 憲次君） マイクを。議会事務局長。

事務局長（衛藤 重徳君） 議会事務局長です。御質問にお答えします。

これは全国の議長の規約がございまして、それに基づいて算出されたものについて、うちが予算計上をしたものでございます。内容を見てみますと、一応3万5,000人から5万人の町・市につきましては50万1,000円、均等割が37万8,000円、人口割が12万3,000円ということで、上の必要経費に応じての案分の負担金だろうというふうに解釈をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。太田議員の御質問にお答えいたします。

特に、市長会の負担金32万4,000円につきましては、これは全国市長会の方から、これも議会と同じように規約に基づいて請求がっておりますが、この内容につきましてはちょっと、今、手元に資料がありませんので、詳細につきましてはまた後で報告をさせていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。（発言する者あり）いや、もうこれで打ち切ろうと思うんじゃが、なかなか。15番、佐藤人巳君。マイクを貸してください。

議員（15番 佐藤 人巳君） 15番、佐藤です。40ページ、41ページで4点ばかりお聞きしたいと思います。

9目の15節工事請負費の中で電源確保、市道中依庄内湯平線舗装修繕工事、また古野地区防火水槽設置工事、電源確保ってこう前にあるんですけど、これはどういう意味なのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それと、その下の19節の負担金補助金の中で、並若（なみわか）と読むんですか、ちょっと私も勉強不足で申しわけないんですが、神楽備品購入補助金、この備品はどのようなものを買うための補助金を出すのか。そうするとこれに伴いまして、神楽座が庄内地区にも多くありますけれども、そういう備品を買うときの補助金は全部出るのか。そういうのをあわせてお聞きをしたいと思います。

それと、10目の19節の負担金補助金の中の職員採用試験の負担金7万円、これはどういう意味の中の負担金なのか。

それと、交通安全対策費の中で8節の交通災害加入の推進費、恐らくこれ交通災害の加入をして歩いたその中の、逆にそういう人たちに対してのある団体への報償かなとは思んですけど、その辺の御説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総合政策課長。

総合政策課長（野上 安一君） 佐藤人巳議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、40ページの工事費の電源の意味ということでございますが、先日もちょっと御説明をさせていただきましたが、水力発電関係の国からの交付金でございます。市道長湯庄内湯平線舗装修繕工事につきましては、90%近くが水力発電関係の交付金でございます。古野地区の防火水槽設置工事につきましても、同じく挟間地域の水力発電関係の交付金、ほぼ90%近くの国の交付金によって実施を予定されております。ただ、これは湯布院地区にもございますが、湯布院地区は、現在、事業の調査中でございますので、補正予算で来るものというふうに思っております。

41ページの並若神楽備品購入補助金ですが、これは合併以前に湯布院町がコミュニティー助成事業、簡単に言いますと宝くじの補助金で申請をしていたものが事業認可になりまして、今回、この備品購入で上げさせていただきました。当時の合併前の湯布院町の事業でございます、コミュニティー事業ということで100%近くが国の、国というよりか宝くじの益金によります補助金で、備品と申しますのでまあ神楽の衣装等というふうに御理解をいただければというふうに思っています。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 佐藤人巳議員の御質問にお答えいたします。

41ページの19節の職員採用試験負担金の7万円でございますが、市の職員の採用につきましては県の人事委員会の方に試験を委託をいたしております。それに関する負担金でございます。

それから、交通災害、同じページの41ページの8報償費の交通災害加入推進費でございますが、これにつきましては庄内町におきましては、それぞれ各地域を職員が担当いたしまして加入推進を行ってきたところでございますが、それぞれ3町ともにこの交通災害の加入につきましては取り組み方が違っていたということでございますが、今回、今年度の加入につきましては3町を初めて一緒に取り組むということでございますが、今、区長さんをお願いいたしまして配付をし、そしてそれぞれ加入者が市役所の方に来て申し込みをしてもらおうという、今、システムをとっております。

これにつきましても、区長さんがそれぞれ班または区をまとめて加入していただければ、それに対するまた助成も推進費が今まで出ていたということで、交通事故も非常に多いという中で可能な限り、やはりこれは皆さん、入っていただきたいということで、これからにおきましてはそれぞれ市において、もう申し込みをされた個人の方につきましても、区の方にその推進費を還元していきたいなと思っております。それで、今、区長さんにも改めて、住民の皆さん方に交通災害に入っていただくように呼びかけていただくということで、文書を、今、配付をいたしておる

ところでございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに1、2款でまだ質疑のある方は、ちょっと挙手をお願いしたいんですが。もういいですか。はい。

それでは、これで1款議会費、2款総務費についての質疑を終わります。

大変申しわけありませんが、ここで10分間休憩します。

午前11時35分休憩

.....
午前11時45分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

議員各位にお願いします。自分の所属する款についての質疑はできるだけ御遠慮願いたいと思います。それでは、（発言する者あり）いや、しないでください。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。まず、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません、今、事務局に言ったんですけど、3款についての私の事前通告は全部取り下げますので結構です。

議長（後藤 憲次君） では、次に24番、山村博司君。（発言する者あり）次に、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 17番、利光ですが、50ページの1項2目13節緊急通報体制の運營業務108万円とありますが、これについての3町の内訳をお聞きしたいと思います。

それから、2番目に76ページの、あ、6款をやらにゃね、何款までですか。

議長（後藤 憲次君） 3款。

議員（17番 利光 直人君） 3款だけかいね。これの内訳をお願いしたいと思います。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。ただいまの緊急通報の質問に対してお答えをいたします。

緊急通報につきましては、現在、挟間が107台、庄内町に30台、湯布院地区で53台設置してございます。旧湯布院と庄内の方につきましては、センター方式ということでそれぞれ温水園、情和園というところにセンターを設置してございます。その2つのところに54万円ずつ2カ所の設置でございます。挟間は、リレー方式ということでセンター方式ではございませんので、設置費用は出してはおりません。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 利光議員、いいですか。まだ。

議員（１７番 利光 直人君） これはちょっと聞いた話なんですけど、３町で、今、それだけの台数が出ているんですが、今年度のまた出す予定があればどのくらい出すのか。また、今度は包括支援センターに４月１日から今度は始まりますけども、現在、湯布院の２カ所、庄内の１カ所、それから挟間に３カ所の２４時間の通報がそれぞれ庄内の情和園とか挟間が若葉苑、川崎内科、健寿荘とありますね。これの体制あたりはそのままいくんですかね。２４時間体制の業務ですね。それもちょっとお聞きしたいと思います。

福祉対策課長（立川 照夫君） １８年度で台数がどれくらい要るかということですが、次のページの５１ページをちょっとお開きを願いたいと思います。の１８節ですね。備品購入費５６万円。これは１台７万円で８台ほど用意してございます。それと、今までこの緊急通報装置を在介を経由してやっておったが、包括支援センターできてからどうするのかという御質問だろうと思いますけども、これにつきましては一応まだ声かけはしておりませんが、今までどおりやっていただけるのかなという思いであります。

ただ、もしもやってできないということになれば、市内の医師会の方が全面的に協力をすることによってございまして、そちらの方をお願いをしようかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 利光直人君。

議員（１７番 利光 直人君） これは３町で７万円で８台ですか。３町全部で。

福祉対策課長（立川 照夫君） そうでございます。

議員（１７番 利光 直人君） ８台だけの予定ですか。 わかりました。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、９番、淵野けさ子さん。

議員（９番 淵野けさ子君） ９番、淵野です。５４ページをお開きください。５４ページの一番上になるんですが、民生費の中の１９節の負補交のところなんですけども、社会福祉法人による減免措置補助金５１万９、０００円とございますが、これ由布市の中で何箇所、できましたらその名前もお聞かせください。

それと、５６ページの一番上の方になりますが、２０節、児童福祉費の母子家庭医療費助成金とあります。１、０２０万円ですね。今年は３４０名の予定というふうに御説明をいただきましたが、この件につきましては請求は申請方式で今はやっていると思うんですが、できれば現物給付にはできないものだろうかということでもちょっとお伺いいたします。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。９番議員の御質問にお答えいたします。

5 4 ページの社会福祉法人による減免措置の補助金、何箇所かということでございますが、これは現在在宅 帰宅支援センターとは6件ありますけれども、これは社会福祉法人等の軽減によるものでございまして、これは大分県知事、それから市町村長に申し出るということが前提でございます。

したがって、6施設のうちに5施設だけが該当しております。その分のこれは2分の1、これは内容的には福祉補助金、老齢福祉年金の受給者については2分の1、その他については4分の1というような規定があります。これは要綱でつくっておりますが、その分の人数としましては全体で8名分でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。5 6 ページ、母子家庭医療費の助成金のついてのお尋ねでございますが、現在申請事務とってですね一応お母さん方が立てかえて、その後2カ月ぐらい後にですね、役場の 市役所の方から補助金を出すという制度であります。

お尋ねの件は、直接自分の出し分だけを病院に払って、あとはもうそれでいいんだと、あとは市役所の方から病院に払えばどうでしょうかというようなお尋ねだろうと思うんですが、この事業が県の補助事業、2分の1補助をいただいております。県と協議をして、できれば一応全部立てかえなくて、お母さんの分 家の分だけを立てかえるというような方法で今後協議を重ねてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先ほどの社会福祉法人による減免措置の施設ですが、あと1カ所というのはそれは対応できないということでそういうふうに申請されてないんでしょう。今後は、できましたら全部の施設が対応できればありがたいと思うんですが、その辺の現状といたしますか、どうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤でございます。この件につきましては、この1カ所は、もしや該当者がいないのじゃないかなと想定されます。

したがって、もしその中にその低所得者等の該当する方がおればこれは申し出をするんじゃないかなと。1年に一遍申し出るようになってますんで、ないとすればこのような該当者がいないのではないかなと想定をしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 先ほどの一人親ですね、母子家庭の医療費の助成なんです、3歳児の乳幼児、3歳までは現物給付ということになっておりますよね。県の方から。なっていないですかね。たしか。そのような形態に県とも協議していただいて、3歳児、乳幼児も大事ですが、やはり一人親の家庭は本当に医療費は大変なんです。なので、できましたらそういう形で、現物給付というような形で体制とっていただけると大変ありがたいんですが。今度高額医療は来年、昨日のお話では来年の4月からなんか現物給付みたいな形になるような形態になるかと思うんですが、ぜひとも一人親に対しても、医療費の現物給付の体制を要望していただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 答弁はいいですかね。

議員（9番 淵野けさ子君） はい。要りません。

議長（後藤 憲次君） 答弁も 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 先ほど現物給付と言われたのは乳児の関係の医療費だと思われま。で、これにつきまして 乳児は、今ただいま現物支給をやっているということでございます。この件につきましても、先ほど申しましたように、県と協議を重ねてですね、できればそのようにいたしたいというふうに考えております。

議長（後藤 憲次君） 淵野議員、いいですか。いいですか。はい。

これで以上で通告による質疑は終わりますが、ほかに質疑がありましたら。はい。田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中真理子です。民生なので私もちょっと委員会にかかるんですけど、これだけはちょっとここで問うかどうか迷ってるんですけど、ちょっと聞きたいと思います。

52ページの3款1項4目の3節です。そこに扶養手当が864万6,000円とあるんですが、その一般職は8人なんです。これちょっと間違いじゃないかなと思うんですけど、多過ぎませんか。そのことについてちょっと説明をお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。田中議員の質問にお答えいたしますが、52ページの職員手当の扶養手当864万6,000円、御指摘のように8人で864万6,000円ということでございます。確かにこれは多い。（笑声）これは、市民サービス課、振興局の市民サービス課の職員の分が計上されているという……（発言する者あり）済みません。ダブって上がっているということで大変申しわけありません。これは正しい数字をまた、調べてまた報告させていただきます。済みませんども。

議長（後藤 憲次君） それでは、ほかに。佐藤正君。 いい。いい。じゃあ、丹生文雄君どうぞ。

議員（21番 丹生 文雄君） 21番、丹生でございます。54ページの2項1目児童福祉総務費の中の7節賃金で216万円ですかね。これは何人分の臨時職員の方の賃金なのか教えていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。お尋ねの賃金216万円でございますが、この件につきましては、児童家庭相談員、市になりますとこれ児童家庭相談員を福祉事務所に設置しなさいということでございますので、児童家庭相談員の賃金ということでございます。嘱託の臨時でございます。1名です。

議長（後藤 憲次君） 丹生文雄君。

議員（21番 丹生 文雄君） そうしますと、各課で臨時職員、これは嘱託職員も含むんですけれども、かなりの人数になろうかと思えます。通告はしてなかったんですけども、臨時職員、嘱託員を含めて、市全体で総体で何名になるのか。それから、総体の総金額は幾らになるのか、わかったら教えていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 時間がかかりますか。 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 済みません。ちょっと今手元に資料がありませんので、後ほど御報告させていただきたいと思えます。

議長（後藤 憲次君） 3款について、まだ質疑のある方。はい。もう昼になりよるね。（笑声） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 50ページ。報償費の謝金16万円。これは、湯布院に建設をする福祉センターの委員に対する報酬と思うんですけども、ここに策定という言葉が非常に引っかかってならない。103ページに給食センターの建設委員の報償費が18万円というふうになっておる。16万円と18万円の差はなぜなのかということと、建設委員となぜここで書かなかったのか。理由があるのかどうか、まずお尋ねしたい。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 建設策定委員の策定をどうして入れたかということだと思んですが（発言する者あり）ああ、その件でした。私もよく……、一応15名から20名の方を予定しております。ここで議会の方でこの予算が認められた段階で、そこ辺のところを、に人選をいたしたいなという考えておりますが、この策定委員についてどうして入れたのかというのはちょっと私も……、済みません。そこ辺まで深く考えておりません。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。今、103ページの給食センターの建

設委員の説明がありましたので、御質問がありましたのでお答えをしたいと思います。

給食センターの建設につきましては、市の最重要課題で早急に建設をするようになっておりますが、18年度におきましては内部の作業部会、それからその上に建設委員会を設けまして、これの推進に当たっていきたいと思っております。で、金額につきましては、まだメンバーは確定はしておりませんが、約9名、1回1人4,000円の5回を予定しております。で18万円ということになっております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 学校課長の詳しい説明はどうでもいいんです。（笑声）失言ですけどもね。僕が言いたいのはこの策定という言葉の「策」という意味をね、これは辞書引いてください。計画するとかいう意味があるんですよ。じゃけえ建てるかどうかから計画するということがあ困るんです。給食センターと同じように、重点施策の中に湯布院の福祉センター建設っていうのがある。これを確認したかった。市長そうですね。今うなずきました。（笑声）これをもって安心をいたしました。

次ですけど、51ページ。地域支え合い補助事業1,800万円の内容を教えてくださいと思う。

それから、これはちょっと御無礼な発言になるかもしれませんが、小松寮です。2億円何かの経費が予算化されております。先だってから管理者制度の移行ということが非常に問題になっておる。そしてまた、先ほど、去年でしたか169施設、市が関係しておる施設という発表の中にもこの小松寮っていうのがあります。こういうもの、この施設を含めて、将来的に指定管理者制度にする考えがあるのかどうかその辺の今の動きを教えてください。そうすることによって、今庁舎におる300、400名近い職員が退職した折に、小松寮の職員を本庁舎の方に引き上げるといふことでの人員補充ということも十分考えられると思うんですよ。そういうことを考えながら小松寮に対する今後の考えをお聞きたい。この2点。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。第1点目のお尋ね、地域支え合い事業の補助、どういうことかということでございます。この件につきましては昨日もお話しをしたかと思いますが、敬老年金にかわるべき事業といたしまして新規事業ということでございます。別な事業で考えたいということで、主に社協の事業といたしまして、地区の公民館などを利用したデイサービス事業だとか、配食サービス、こういうものを予定をしております。社協委託ということで御理解願えればと思います。

健康福祉事務所長（今井 干城君） それじゃあ小松寮の件でございますけれども、この福祉事務所の管内にはほかに保育園が2カ所、それから寿楽苑等々含めまして、まあ温泉館もあります

けれども5つの施設があります。その中には市の職員が配置されておりますので、先ほど言ったような件も含めまして、これから最重要検討課題だろうと思っておりますので、ただ申し上げましたように、職員がいるということは即っていうのがなかなかできませんので、18年度関係する課と検討させていただきまして、方針を決めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 小松寮に今勤務してある市の職員を即効云々というんではないんです。本庁舎の中で今から退職していく方々がおった場合に外部補充するんじゃないで、もちろんしないということになれば、また臨時職員等雇うて対応するんでは困るわけで、その職員を庁舎の方に配置がえをしたらどうかという考えでございます。

そうしたことの検討に入るということでございますので、安心いたしましたので終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 はい。これで……。総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 総務課長です。先ほどの田中議員の御指摘のありました扶養手当の関係でございますが、8人に対しましての扶養手当211万2,000円ということでございますが、864万6,000円ということで今計上させておりますが、これにつきましては6月の補正で減額をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） はい。ほかにないようですので、これで3款民生費についての質疑を終わります。

ここで休憩します。午後は13時に再開をいたします。

午後0時08分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤 憲次君） 再開いたします。

次に、4款衛生費、5款労働費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 5款の方に移りますが、74ページ。5款1項1目労働諸費なんです、これの中の負担金補助金及び交付金でシルバー人材センターの補助金が156万円上がっておりますが、その下に貸付金として100万円、そのシルバー人材センターの運営資金を100万円貸し付けておりますけれども、その人材センターのその運転資金として100万円貸し付けをしておきながら、補助金を156万円さらに出しているというところがどうしてなのかということと、もう一つは、その上の方にありますこの臨時職員や嘱託職員の賃金とかですね、あるいは光熱水費や印刷製本費、消耗品費などのこういう需要費、これもこのシルバー人材セン

ターの事業に係る費用なのかどうかということ教えてください。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） 福祉対策課長でございます。お尋ねのシルバー人材センターの補助金156万6,000円につきましては、主に人件費の補助ということでございます。

内容といたしましては、シルバー人材センター、シルバーの方が請け負った仕事の積算のとか、それに対する支払いだとか、請求事務に係る分のお仕事をするそうでございます。

運営、この100万円につきましては、運転資金であり、当初支給をして年度末に返していただくということでございます。

で、上の臨時職員と嘱託職員をこれは雇って、2名ほど雇っておりますが、この人につきましては就業、高齢者の就業支援センターの職員として、技能の取得とかそういう各種いろいろな、どういいますか、教室授業といいますか、そういうことをやっている。そういう方たちの資金だということでございます。

どちらにいたしましても直営、市直営の施設ということでございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 市直営の施設ってということ、要は市が全部やっているということですが、補助金という名目で出しているのと実際のいろいろな実費、実費っていいのか経費をそれぞれで出しているということの整理をどうされているのかということと、もう一つは、これ人材センターだけではないんですが、この運営資金を貸し付けるというのは、これは市直営だからということでしょうけれども、この市が運営資金を貸し付けるその対象とか基準とか規定というのはあるんですか。どこにでも何にでも貸し付けをしていいとは思えないんですが、どういう基準があってこの資金、運営資金を貸し付けているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 福祉対策課長。

福祉対策課長（立川 照夫君） この運営につきましては、旧挾間町からのそのままの予算をそのまま引き継いだという形になっております。

貸付金の規定については別にございませぬ。運営、100万円程度の運営資金を貸していただきたいという理由だそうでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。このシルバー人材センターについて貸し付けているのは市直営だからそれはわかります。だから、多分担当課が違うと思うんですが、市として、例えば後で聞こうと思ったんですけど、陣屋の村なんかも貸し付けしてますよね、運転資金を。そういう運営資金を市が貸し付ける先の対象に何か規定があるのか。何もなければそこら辺の民間

企業でも市に運転資金貸してくれて言われたら貸せるということにはならないと思うんですけども、どういう団体にどういう基準で貸し付けをしているのか。そういう基準があるのかどうか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 総務部長。

総務部長（三ヶ尻隼人君） 総務部長でございます。1番議員の御質問であります、全体的な基準等は設けておりませんので、その都度といいますか、その事業ごとに対応してる状況でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それちょっと調べていただきたいんですけども、その都度見るにしてもですね、じゃあ例えばそういう条件とか、それ例えば自治法なんかで規定されていないのかどうか。貸し付けにしても利子を取るのか取らないのかとか、あとそういう担保はどうするのかとか、そういうことを全く基準も何もなく市が勝手にこう貸し付けられるということなのかどうか。これはぜひ、そういう根拠のもとにこういうことをやっているのかどうかを調べていただきたいと思います。

で、今の御答弁だと、何も無いけれども案件ごとにとということですが、であればますますその判断基準というものを1件1件知りたいなと思いますが、まずはその基本的な条件を調べていただきたいと思います。

議長（後藤 憲次君） いいですか、宿題で、宿題ちゅうか調べてわかり次第でええですか。はい。

ほかにありませんか。小林議員。ほかに。もうないですか。はい。

以上で、通告による質疑は終わりますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで4款衛生費、5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 76ページ。6款2目22節なんですけど、この補償金及び……この賠償金の件で、これはどこなのかお教えいただきたいと思って御質疑をいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） はい。農政課長です。17番議員さんにお答えをいたします。

247万9,000円は、旧湯布院町で平成4年に地域改善特別措置法に基づいて、ある農家の土地をお借りしましてガラスハウスを建てております。それが土地の返還が16年の3月

31日ということございまして、期限内にその土地をいろいろなもろもろの案件がございまして返せない状況であったということございまして。それに対しての補償の請求をされておりました、額は1,600万円という額であったわけございましてけれども、それに対して交渉を重ねてまいりました。その補償の約190万円と、その土地がガラスハウスが建っておりましたものですから宅地 地目が宅地になっております。で、本来田んぼで土地を造成して返していればよかったんですけども、本人の要望地もございまして、ガラスハウスということそのガラスハウスの破片が田んぼの中に入っているということでありまして、その造成を普通の宅地のような状況で返したということで、地目が田んぼに戻りません。で、その18年度の固定資産税の関係でございまして、その課税に対する宅地と田んぼの差額が約60万円でございます。その補償を市の方がしなければいけません。そういう補償費でございます。

議長（後藤 憲次君） 利光君、もうほかにありませんか。

議員（17番 利光 直人君） 以上でございます。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） はい。次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 77ページ、3目農業振興費の中の13節委託料の中のふれあい農園管理業務230万円というふうにありますけれども、これはどこが管理業務をする、どこに委託料を払うのかっていうのをまず先に教えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員にお答えいたします。

ふれあい農園というのが陣屋の村から1キロほど離れたところでございます。その農園の管理をする業務でございまして、その管理をする人の人件費というふうに考えていただければよろしいかと思っております。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そうしますと、その次の79ページのこれずうっと下がって補助金なんです、陣屋の村財団事業補助金72万3,000円だと、先ほどと同じように貸付金700万円。

陣屋の村の事業補助金が72万円出ているようですが、これと別に実際は陣屋の村がやっているふれあい農園事業の人件費として230万円委託業務を出している。さらに貸し付け、運転資金として700万円も貸し付けているというこの体制ですね。本来、例えば運転資金を貸し付けるのであれば、その貸し付けた運転資金で採算がとれるように事業を進めるというふうに指導すべきだとも思いますし、補助金を出して、貸付金を貸しておきながらこれだけ補助金を出すというのは非常に不健康ではないかと思いますが、そういうことについてはどう考えられているのか。

それから、もう一つこの、事業補助金、これ報告1のときにも申し上げましたが、72万3,000円こちらからは出してますけれども、財団の方の予算書では半年分47万3,000円しか出していないと。市の方はこれ指定管理者制度に移行するということを前提としていながら1年分計上しているというのはなぜでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1番議員にお答えします。

まず、72万3,000円の補助金ということでございますが、これは市の委託業務の補助金でございます。どういうものを委託しているかと申しますと、先般お話を申し上げたように、土の子少年団とか緑の少年団などとか、そういう児童生徒に体験させるための市の委託業務ということで補助金を上げております。

で、これそれぞれの団体がそこで農業体験を行うわけでございますので、陣屋の村の予算書の中には半額程度のものしか計画が上がっておりませんでしたけれども、市としては委託管理制度に移行いたしましても、そういう委託ですか体験業務を行いたいということで予算計上させていただいております。

それから、700万円の貸付金は、前回もお話申し上げたように、運転資金という名目の中の貸付金でございます。条例等の整備というのは現在のところないよう見受けられます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 72万3,000円をその指定管理者制度が導入された後も、そういう事業はしてほしいからおっしゃいましたけれども、陣屋の村は公募をするんですね、指定管理者制度で。で、そうすると陣屋の村が指定管理者になるかどうかかわからないわけですよ。これ少なくともその半年分だけ先に計上しておいて、もし陣屋の村が指定管理者制度になるんだったら、その後改めて半年分どうするかという出すべきであって、最初に、例えばこれ1年分先に補助金で出してしまった場合にですよ、途中で陣屋の村が指定管理者にならない、でその事業を陣屋の村がやっていかないという場合は半額返還してもらえるんでしょうか、半年分。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 1年通じて完了する部分とそうでない部分というのがあると思います。陣屋の村が実施をする委託業務につきましては、その分だけ指導していきたいというふうに思っております。で、管理委託制度に移行して、別のところが仮に陣屋の村を運営をするということになりましたらば、その時点で検討していきたいというふうに思っております。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 24番、山村。

議長（後藤 憲次君） マイクを使ってください。

議員（24番 山村 博司君） 79ページの農林水産費の中の農業費、の中の集落営農組織育成対策事業補助金800万円ではありますが、この800万円の内容について3点ほどお尋ねします。

この事業は、1点目は、県単独事業なのかどうか。

それから、2点目は、行政が機械とかというような、機械の購入補助とかというような説明を聞いたんですが、この集団に対しての補助金であります、行政が指導してこの集団に対してできたものかどうか。

それから、3点目は、事業実施集団はどこなのか、何地区あるのか。

この3点についてお尋ねをいたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 24番議員にお答えをいたします。

集落営農組織育成対策事業の補助金800万円のことでございますが、それぞれ集落営農ということで、県も含めまして我々市の方も各地域でそういう話し合いを持ってまいっております。特にモデル的な営農集落というのをまず最初に形成をしたいというふうに考えておりました、旧町の中にも先発的にやられてる集落が多々あります。そういう集落に対して、営農集団に対しまして、本当にその集落営農＝法人というところまで移行するようなどころにつきましましては、農業機械の助成をやってでもいきたいというふうに考えているところでございます。

現在のところ、なかなか県費も年々縮小されておるんですけれども、17年度から目標を持って県の方をお願いをしておりました。そういうことでございまして、その集落がどこかと申しますと、もう既に法人化をする自治区でございまして、そこまで話ができております。直野内山地区でございます。

ほかにいろんな地域で集落営農にしっかり取り組もうという農業集団もございまして。そういうところもその計画がまとまって行動するとするなれば、県の助成制度がある限りこういうものを取り入れていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 直野内山ということでわかりましたけれども、これから農業はやはり生産性を上げるということで、非常に由布市の農業というのが後継者不足、高齢化等で農業従事者の減少ということで危惧されておりますが、その中でモデル集団をつくって集落をしていくんだということで、考え方はおわかりになりましたけれども、やはり中山間地域の直接支払い制度ですか、それもかなり由布市で取り組んでおられます。そういうことで私は、旧町、湯布院、庄内、挾間地区に1地区ぐらいはモデル集団を、集落を指定して農業の振興を図っていく必

要があると思うんですが、そのお考えはどうでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 山村議員さんのお考えのとおりだというふうに思っております。やはりその地域に住んでいる方のやっぱりリーダー格が何人いるかということが一つのポイントになるかというふうにも思っております。可能な限り集落営農というものに関しまして、地域のリーダーの皆さんとよく話し合いをしながら、前向きに進んでまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） わかりましたが、今のモデルが直野内山地区だけということですが、ぜひとも挾間町、庄内町に1地区ずつはつくって、モデル団地として営農集落の指定を、集落営農の指定を、集落営農の指定をしていただきたいと。モデルができればそれに従って、やはり農業の振興がつながっていくんじゃないかなと思うと思います。

そういうことで、挾間、湯布院にぜひとも1地区ずつモデルをつくっていただきたいと要望いたします。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。82ページ、6款2項2目19節負担金補助交付金ですが、この中間伐促進路網整備事業の詳細について伺いたいんですけども、国県の補助額とか補助の対象などお教えいただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 7番議員さんにお答えをいたします。

間伐促進路網整備事業でございますが、これは全市で5,000メートル計画をしております。中身につきましては、間伐をするための作業道の開設ということでございまして、幅員が2メートル以上の路線でございます。で、この1路線当たり100メートル以上ということが対象となっております。全市で5,000メートルでございますので、各地域には目標値として挾間に1,000メートル、庄内に2,000メートル、で湯布院に2,000というふうに概略想定をしております。県費がメートル当たり420円ということになっております。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 確認ですけども、今挾間が1,000メートル、庄内が2,000メートル、湯布院が2,000メートルを目標にするというところでまだとまっているわけでしょうか。対象は詳細にはまだ……、そうですか。はい。

では、その事業の展開が、今後の具体性を示せるのはいつごろになるのか、時期的なものを教

えてください。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 7番議員さんにお答えします。

今年の場合が大体10月以降ぐらいからこの作業が始まっております。で、具体的にになるとするならば10月、11月の時点ぐらいから動きが始まるというふうに思っております。これにつきましては、森林組合の方が窓口となってやっていただいております。そこに林業農家の方から申請があれば、そこで事務の対応を行っているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） そうすると、林家 林業家は、森林組合に申し出て、森林組合がそれを検討して実施するというふうに理解すればよろしいわけですね。だから、森林組合は、今対象を絞り込んでいる段階で、そういうふうに理解してよろしいわけですね。はい。わかりました。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わります。ほかに質疑ありませんか。はい。吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番、吉村です。79ページの畜産業費にも関係するかと思うんですけども、湯布院の畜産センター、これに関係する18年度の予算はどこを見ればいいたらいいかということをもとに1点お尋ねをいたします。

それから、81ページの直入庄内区域農業用道路整備負担金3億9,810万円、これの財源内訳をお願いいたします。

それと、その下の方に、農林漁業金融公庫資金損失補償金1,645万8,000円、これについて詳しく再度説明をお願いいたします。3点ほど。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 吉村議員の質問に対してお答えいたします。

湯布院の畜産センターの予算はどこにということでございますが、畜産業費全体の中で考えております。畜産センターということで今職員が1名出向しておりますが、これをどうするかということで今検討をしているところでございます。

それから、直入庄内区域の農業用道路の整備負担金3億9,810万円でございますが、過疎債に切りかえて一括返納ということに、はい。しております。

それから、次の農林漁業金融公庫の損失補償金でございます。1,645万8,000円でございますが、これにつきましては、旧挾間町と庄内町で圃場整備事業を行ってまいりました。その農家が各1戸ずつなんですけれども、後継者がいないということと、自己破産をしてあと後継者がいないということで、農協の方で農協経由で農林金融公庫の方に借入れをしておるわけですが

ども、その資金が徴収不能ということが発生をいたしました。

したがいまして、市の方が損失補償をしておる関係がございまして、農協の方から庄内側で857万6,000円、挟間で788万2,000円という金額の返済の申請が来ております。そういうことでございます。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 畜産センターの件ですけどね、今課長の話では今後どうするかってというような話をしておるってというような今答弁をいただいたんですけども、これは合併協議の中で、湯布院町における畜産センターは存続をさせるということが一つこの合併の条件になってるんですよ。そうした中で、この畜産業費の中で、どこに入っておるかかわらんような予算ではやっぱり湯布院の畜産農家としては大変不安に感じると思うんですよ。

でありますから、従来湯布院でいえば別の目を設けまして予算計上をしておったので、ぜひ次の補正の折にでもその峻別といいますか色分けといいますか、はっきりしたものをやはり計上してほしいと思います。

それから、その損失補てんですけどね、個人が借りとったお金がその人が返せなくなったから市がかわりに立てかえをするというようなこと、簡単に言えばですね。のようにはありますが、そういうそのなんか、もうちょっと詳しくですね、なぜ市が補償せんにゃあいけんのかと。その借りてた人に対して担保等のそういうことに対する調査とか、そういうものをして市が補てんをするのかどうか。その2点を。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） お答えいたします。

まず、畜産センターの関係でございます。畜産予算というのはそれぞれの単位で総合的に組まなきゃあいけない分野があるかと思えます。で、湯布院地域の畜産センターについて、これを分割してということはなかなか難しいんじゃないかなあというふうにも感じております。今後検討してまいりたいというふうに思います。

次に、損失補償の関係でございますが、ここにはいろんなその課題もありまして、随分掘り込んでの調査、検討もしております。それで、市の方が……、農協さんが金貸してるわけでございますんで、担保だとかそういうものを連帯で取ればいいんでしょうけれども、県営圃場整備という事業はかなり広範囲の面積を指定して、約100ヘクタール以上のものをそれぞれやっているわけございまして、連帯責任の中でお金を借り入れているわけです。個別にAさんと農協、Bさんと農協という借り方じゃなくして、1つの換地工区を一工区として、約20町歩から30町歩ぐらいの換地工区のところもあれば、5町歩単位のその換地工区もあるわけなんですけども、換地工区の代表者で借り入れをしております。そういう背景がありまして、そういう換地委員さ

ん連帯責任で判を入れてる皆さんとも協議をしております。それでどうしてもという分野が2件発生をしたということでございまして、まだまだそれ以外に、それ以外にですね整理をしなければいけない箇所もあるわけなんでございまして、当面この2地区につきま 二人につきましては、損失補償ということで御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（後藤 憲次君） 吉村幸治君。

議員（19番 吉村 幸治君） 理解ができんのですよね。これ畜産センターですね。豊後牛の中でもこの湯布院牛というこの銘柄を今までつくり出したところの拠点なんですよ。それが当初予算においてもうどこに行ったかわからんようなその予算組では、これは畜産農家、これ由布市、湯布院地区だけじゃないと思うんですよ。やはりこの由布市の中での豊後牛、湯布院牛のね、銘柄確立の上においてもこれは納得いかない。これはだれの指示でこういうふうになったんか、その辺をですね、どの辺でこういう考えになったかということをもう一回お聞きしたいということ。

それから、その損失補てんですね、農協との契約の中でたまたま市がかかわったからということでの損失義務が発生したというような受けとめるんですけども、これからそういう事業で失敗してるとこ多いんですよ。また、失敗しそうなところもあるんですよ。そうなったときに農協対個人、あるいは財団でもいい法人でもいい、ところがやっとなって、市が関与したばっかしにということにね、先例になりやあしないかという心配があるので、この辺はもうちょっと慎重に予算執行をお願いしたいと思うんですが、もう一回お願いします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 損失補償に関しましては本当に慎重対応してまいりたいと思いますし、今ここに予算計上してる額はそのままだというには思っておりません。で、まだまだ会計の整理をしながら話を進めて、詰めてまいりたいというふうには思っております。

それから、畜産センター＝豊後・湯布院牛の肉の銘柄確立ということを言われております。各地域ともそういう銘柄確立に向けては頑張っているところでございます。で、特別湯布院が銘柄確立ということじゃあなくして、庄内地域は庄内地域で頑張っておりますし、挾間地域におきましては頑張っているわけでございます。

そういうことでございまして、由布市全体として畜産振興はしっかり支えてまいりたいというふうに思っております。

畜産センターは残すか残さないかということは今しっかり検討して、可能な限り残してまいりたいと思いますし、検討させていただきたいと思います。努力はいたします。

議長（後藤 憲次君） はい。

議員（19番 吉村 幸治君） これは、付託を受けた常任委員会で十分調査、研究をしてもら

いたいと思います。特にこの畜産センターの存続ということは、湯布院の農家の方々、畜産業の方々が合併条件の第1に上げていったことですから、特に常任委員会よろしくお願いたします。

それから、この補償金の問題に関しましても、莫大なやはり損失が今回、いやこの次できそうなんですよね。そういうことも踏まえて、この慎重な対応についても常任委員会の中でひとつよろしくお願いたします。

以上で終わります。

議長（後藤 憲次君） 次に、藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴でございます。78ページの下から2番目の中山間地域直接支払い交付金2億4,000万円強計上していますけど、これの地域、いわゆる挟間地域、庄内地域、湯布院地域の取り組みの区域ですね。区域ちゅうか取り組んでおるそういう自治体の数がわかれば教えていただけ……なぜ申しますかといいますと、今年の4月から新しくまた制度ちゅうか、中山間の少し緩和された形で取り組んでいると思いますんで、そこら辺のカウントといいますかね、地域別のあれがわかれば説明をお願いたします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 12番議員さんにお答えいたします。

庄内地域が29集落でございます。挟間地域は、これは特認事業ということで知事の認可をしていただいてやってるものでございまして8集落でございます。湯布院地域が3集落でございます。

で、この中山間地域もまだまだ取り組めばできる集落も随分あるわけでございます。職員一丸となって可能な限り中山間地域の助成を受けなさいよということで、それが一つの原点となって集落営農とかそういうものが確立しやすい条件にあるわけでございますんで、可能な限り中山間地域の直接支払いの制度に加入するように、ことあるごとに職員に言って回ってもらっているところでございます。

議長（後藤 憲次君） 藤柴厚才君。

議員（12番 藤柴 厚才君） 再度お聞きしますけど、豊後大野市、それとまた今日の新聞では杵築市あたりが過払いというような形で、推進をどんどん進めるがゆえにミスもありまして、そういうことが事実起こっております。もちろん由布市はそういうことはないと思いますけど、ひとつ今後そういう方向で推進をしていただきたいと、このように思います。

議長（後藤 憲次君） ほかに、ほかにありませんか。はい。山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 1点お尋ねします。

農林水産費の76ページの中の農業振興費の中の7節の賃金、臨時職員133万6,000円。これ説明によりますと営農指導員を二人臨時で雇用したというような説明だったと思うんですが、

営農指導員は二人専門の方は、園芸とか畜産とかいろいろ部門がありますが、どういう部門の人を雇用したのかちょっとお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 農政課長。

農政課長（平野 直人君） 24番議員さんにお答えいたします。

ここで言う臨時職員の133万6,000円というのは、中山間地域の制度に基づきまして賃金が支払われる枠があります。そういうことで、先ほど藤柴議員の方からも指摘がありましたように、過払いの関係もございまして、これはしっかり事務処理をしておかないとそういうことが発生いたしますんで、そういう事務職員を1人臨時で雇いたいということで予算を計上させていただいております。

それから、嘱託職員の486万円は、現在湯布院地域の池田先生、挾間地域的那須先生2名の園芸主体に指導してもらってる嘱託職員さんでございまして、それを、その方を予定した金額でございまして。

議員（24番 山村 博司君） はい。わかりました。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで6款農林水産業費についての質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、2番、高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。83ページ、19節の商工会補助金、内訳について金額、この間御説明いただきました。この金額に対しての算定の根拠、当然合併してゼロベースから積み上げられたんだろうと思うんですけども、その辺の算定の根拠、あと主な事業内容ですとか、会員数なんかわかればその点をまず1点教えてください。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。

商工観光課長（吉野 宗男君） 商工観光課長でございます。2番議員さんの御質問にお答えいたします。

商工会の補助金につきましては、合併時に調整方針の中で各町のそれぞれの額が非常に異なっておったということから、案分する方法がいいのか、会員数で割った方がいいのか。それと決算額ですね。この辺で検討した方がいいんじゃないかということでかなり議論を重ねてきたところでありますけれども、商工会の合併までは援助を基本としつつも、18年度以降の予算措置については新市において検討するとの調整結果に基づきまして、これらを踏まえて算出をいたしたところであります。

まず、基本的には、それぞれの町の財政状況等が起因して補助金のばらつきがあったと思われます。新市におきましてはこういったことを基本に考えながら、2分の1を均等割にするのがいいか、残りを会員制にするのがいいのか、いろいろ検討しながら予算の算出に当たりましたけれども、非常に前年度の予算から比較しますと大きな乖離が生じてきます。そういったことから由布市全体の1,000商工会員を念頭に置きながら、会員数等を勘案して18年の補助金を出しております。

ちなみに、挾間町の商工会ですけれども、商工業者数が381ございます。その中で会員が246、組織率が64.6%でございます。それと、挾間町の決算が4,150万9,000円。

次に、庄内町の商工会でございますけれども、商工業者数が350人、会員数が231で組織率65.6%でございます。決算が3,753万2,000円。

湯布院町の商工会についてでございますけれども、商工業者数712、会員数が496ということで、組織率が69.7%でございます。

こういった会員数とかいろんなものをかんがみながら、前回御説明申し上げましたように、それぞれの各商工会の金額を算出いたしております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 2番。高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） それちょっと湯布院の決算額がなかったんですけど、もしわかれば後で教えてください。

商工会の合併まではこういった3地域に分かれての補助ということで続くんだろうと思いますけれども、商店街の活性化とか地域の実態に則したきちっとした算定根拠を持って、よりよい補助金の体制になることを望みます。これは要望です。

あと、決算額わかれば教えてください。

商工観光課長（吉野 宗男君） 失礼いたしました。湯布院町の決算額は、5,265万9,000円でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、16番、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中です。84ページ、7款1項2目の19節、町並み景観統一整備事業補助金の500万円ですけど、この説明と、こういった内容にこのお金が使われているかを説明してください。お願いします。

議長（後藤 憲次君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（小野 明生君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

町並み景観統一整備事業補助金についてでございますが、これは平成17年、県より合併地域活力創造特別対策事業を提示されまして、湯平温泉場地域が手を挙げました。で、湯平温泉場活

性、活力創造会議という会議を立ち上げてまして昨年の10月からスタートしております。その関係で平成17年から19年、3カ年事業ということで県の認可を今いただいております。で、本18年度につきましては共同浴場1カ所、それから旅館8件分の外観改修ということで事業が実施されます。県の補助が3分の2でございます、あと残りが地元負担と。その地元負担分についての応分の補助ということでございます。これは、県と地元団体の直接事業でございます。

それから、もう1点の花の木プラザ補助金につきましては、これは……

議員(16番 田中真理子君) 部長、それまた後ほど少し……。

議長(後藤 憲次君) 真理子さん、いいですか。はい。田中真理子さん。

議員(16番 田中真理子君) じゃあこれは、その3カ年の間の1回分が500万円がいいですね。そうですね。じゃあまた今後、こういう3カ年にわたって500万円ずつ組むわけですね。

議長(後藤 憲次君) 環境商工観光部長。

環境商工観光部長(小野 明生君) 17年度も旧湯布院町で補助金を出しております。18年が500万円。19年度はどういった方向になるかわかりませんが、そういった形でいたしております。

議長(後藤 憲次君) 次に、24番、山村博司君。

議員(24番 山村 博司君) 商工費の中の19節 済みません。85ページです。19節の負担金補助及び交付金の中の祭り事業補助金1,417万8,000円とありますが、これは湯布院町、庄内町、挾間町のそれぞれの町が行っておった祭り、例えば庄内であればふるさと祭り、神楽祭り、挾間であればきちょくれ祭りというようなそのイベントの3町の合計金額と思いますが、これが去年はどれくらいの金額であったのか。それを1点お聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、イベントということで地域特性を生かすということで、非常に3町合併した中で大切な事業とは思いますが、今までどおりの内容で事業を、イベントをやっていくのかどうか、その2点をお尋ねします。

議長(後藤 憲次君) はい。どうぞ。

商工観光課長(吉野 宗男君) 24番議員さんの御質問にお答えいたします。

祭り事業補助金でございますけども1,417万8,000円お願いをいたしております。それぞれの町の今回計上しております1,417万8,000円の内訳を先に申し上げたいと思います。

挾間町のきちょくれ祭り320万円、それと庄内町の神楽祭り133万8,000円、それとミステリアス94万8,000円、黒岳の山開き83万2,000円、それと湯布院の関係でございますけども、湯布院の温泉祭り196万2,000円、盆地祭り397万1,000円でございます。それとオータムフェアでございますけども、これがオータムフェアが290万円ございま

す。

以上がその1,417万8,000円の内訳でございます。

御存じのように、由布市内には25ぐらいのいろいろなイベントがございます。その中でも実行委員会が事務局となって運営しているものやら、行政が補助金を出しながら事務局もしなければならぬというものもいろいろございますけども、こういったひとつのイベントを我々観光課の8人のスタッフで行うのには非常に大変な部分がございます。先ほど御指摘ございましたように、17年度はそれぞれの各振興局の御支援をいただいたおかげでこれを無事こなすことができましたけども、18年度におきましても、17年度同様の体制でお祭りを実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 財政的には大変厳しい状況にありますが、やはり行政主体といえますか、行政におんぶするというようなことでなくて、やはり地元が中心になってイベントはやっていくという方向で行政の指導をしていくべきと思うんですが、その点はどうでしょうか。

商工観光課長（吉野 宗男君） 先ほどちょっと、庄内のふるさと祭りの分を黒岳祭りと申し上げました。大変失礼いたしました。ふるさと祭りが83万2,000円でございます。

山村議員さん御指摘のように、非常に行政のスリム化や財政の効率化が求められておりますけども、人員の増というのが恐らく考えられないと思われま。これからは根本的な部分を見直しながら実行委員会の組織をつくっていくのがいいんか、それとも根本的見直しをしなければいけないのか、そこ辺も視野に入れながら考えていきたいと思ひますんで、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

議員（24番 山村 博司君） はい。わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今の田中議員と山村議員と同じ項目なんですけど、重ねて。町並み景観統一整備事業ちょっと、もう一遍確認なんですけど、3分の2県で3分の1が地元負担だと。で、この500万円というのは地元負担分というふうな御説明ですが、これはどういうことですか。市は、市を通してるってということですか。その収入、地元から一遍市に入って、それから出すということでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 環境商工観光部長。

環境商工観光部長（小野 明生君） これは、地元負担が3分の1でありますから、地元負担が3分の1の分についてどうこうじゃなくて、地元からの応分の補助をお願いする、したいということで、地元負担3分の1について補助をするというその何ちうですかね、規定じゃないんです。

要は、県が3分の2で3分の1は地元負担をします。その地元負担に対して幾らかを行政として支援をしていただけないだろうかということでございますので。別に地元の市の方の率はございません。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 事業そのものが県と地元だけで本来はやるところを、市もちょっと補助金としてバックアップしてあげようというようなことでしょうか。そうすると3分の1の額でもいいですけど、全体でもいいですが、事業費は全部で幾らですか。

環境商工観光部長（小野 明生君） 18年が7,200万円の予定になっておりますが。

議長（後藤 憲次君） いいですか。小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） はい。わかりました。で、あと今の祭り事業補助金ですが、今内訳を説明していただきましたが、ちょっと手元に16年度のときの3町の観光課から出してるいろんな補助金の一覧と見比べてみますと、湯布院の温泉祭りと盆地祭り以外は全部一応減額はされていると。

それから、その減額をしたのとしてないところの基準はどういうふう考えたのかということと、あと具体的に名前上げますと、今回全然上がっていないイベントがあるんですが、牛食い絶叫大会、湯平温泉まつり、食文化フェア、湯布院商工祭り、湯布院映画祭、湯布院音楽祭、これらの補助金は今回一切上がってないんでしょうか。教えてください。

商工観光課長（吉野 宗男君） 牛食い絶叫大会、映画祭と音楽祭、これにつきましては19節の観光協会補助金1,250万5,000円の中で計上いたしております。映画祭につきましては45万円、音楽祭45万円、牛食い絶叫大会45万円ということで、この中に一括して計上いたしております。

祭り事業の補助金なんですけども、商工観光課といたしまして、やっぱり商工会、観光協会、やっぱりこういった自助努力をしている部分にはやはり予算を厚めにとということで、祭り事業の部分の中で全体的な振り分けの予算の減額分をここで調整しております。特に春、湯布院の春・夏祭りを含めまして約20%カット、オータムフェアが36%、神楽祭りが28%、ミステリアスが28%、それぞれ平均しますと27%弱でカットをいたしてきております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 今ついでに聞こうと思ったんです。観光協会補助金の中に絶叫大会、映画祭、音楽祭、45万円ずつ入ってると言いましたが、じゃあ残りのほかの部分、残額の内訳を教えてください。で、その観光協会っていても幾つか団体あると思うんですが、それを含めて教えてください。

それから、湯平温泉まつりへの補助金はこれは一切上げてないんでしょうか。

議長（後藤 憲次君） はい。どうぞ。

商工観光課長（吉野 宗男君） 観光協会補助金の1,250万5,000円の内訳でございますけども、由布市の観光宣伝事業補助金ということで165万円、その中には宣伝事業が100万円と、内訳ですけども、キャンペーンレディーの分が65万円で165万円です。

それと、湯布院温泉観光協会補助金、これが600万円です。

それと、湯平温泉の観光協会補助金236万7,000円。先ほど湯平温泉まつり分はということでございますけども、この中に66万7,000円を含んでおります。

それと、新規でございますけども、塚原温泉の観光協会補助金70万円、それと庄内町観光協会補助金43万8,000円、それと湯布院町の映画祭ですね。映画祭の補助金が45万円、音楽祭45万円、牛食い絶叫大会45万円でございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。補助金の見直し、先ほどもちょっとこれから考えていくと言われましたけども、抜本的な見直しが必要だというふうに思っています。詳しくはちょっと一般質問でも言おうと思っておりますけども、今後その補助金の見直しをするに当たってどういう体制でいくのか考えられていますでしょうか。例えば補助金見直しのために外部からの評価を入れるとかですね、あるいは今までの一律カットではなくて、何かこう見直しをするための体制を考えていらっしゃるかどうか教えてください。

あと、補助金はそれぞれの課で補助金の削減は検討されたのかですね。観光関係の補助金は観光課の方がどうやってカットするか、あるいは農政の補助金は農政課がカットするかというふうに、各課でこの補助金の削減を検討されたのか、市全体で検討されたのか教えてください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 補助金の削減のことなんですが、財政課といたしましては全体の枠の中でこれだけの補助金ぐらいがオーバーしているということで、補助金カットをお願いしているところでございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。はい。

次に参ります。7番、溝口泰章君。（発言する者あり）いいですか。

じゃあ、次の9番、淵野けさ子さん。（発言する者あり）いいですか。はい。

以上で通告による質疑は終わりますが、ほかに質疑ありますか。はい。2番高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） 済みません。議長、私さっき言い忘れてたところがありまして。

議長（後藤 憲次君） ああそうですか。

議員（2番 高橋 義孝君） 申しわけありません。

今の1番議員からも出たんですけどね、補助金の決定に関して、前年実績があればその補助金カットですとか、今財政課長の話があったんですけども、ひとつ85ページの観光協会補助の中に、合併して新しく塚原温泉が観光協会を立ち上げて、今までは塚原観光クラブというような任意のクラブ、それでもしっかりした地域の貢献するような事業を行ってたんですけども、やはりそれではこれから厳しい周辺部の時代を切り抜けていけないっていうことで、観光協会に格上げしていこうっていうふうな形で立ち上げを行ってるっていうのは私もちょっと以前から情報を得ていたんですけども、この塚原温泉の観光協会に対する補助の基本的考え方、この算定額はどのようにして出てきたのかっていうのを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 商工観光課長。

商工観光課長（吉野 宗男君） 観光クラブ、7年間活動していただいて協会に格上げということで、地域の情報を塚原から出そうということで、非常にいいことだなあとということで、我々も予算要求ですね、一応申請っていうか、このぐらいかかりますよっていうのが400万円ぐらい出てきたんですけども、非常に先ほど来からの話の中で非常に厳しい財政が厳しい一律カット、新規は認めないという中で、商工観光課は商工観光課として、やはり行政が補助金も出しながら、先ほど申しあげましたようにしてるイベントを全体枠の中から落としていこうと。そして商工会予算、それと観光協会予算に厚くというような考え方の中で進めてきましたけども、非常に新規という中で要求を150万円申しあげとったんですけども、その半額でというようなことになりました。これは予算のというような絡みだと思いますけども。

議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） そこで財政、もしくは市長の方がいいのかなあと思うんですけど、先ほどの畜産センターの件でもそうなんですけど、どうも合併して周辺部という提議をなんか視点を忘れてるような感じが私するんです。県においてでも事務所の位置ではないところ、由布市でいい挟間、湯布院っていうのは周辺部ということで、プロジェクトチームまでつくって支援していこう、合併の不安をなくしていこうっていうふうなことで取り組んでいるんですけども、当のこの市の考え方が、どうもその辺の視点が抜けてるんじゃないかなあって思うことがもうたくさんあってちょっと、その辺できれば財政課、今の塚原のことにしてもそうなんですけど、湯布院地域においても塚原は周辺部でございました。で、今回合併して周辺部の周辺部で、辺地ということでも指定もされてます。そういった視点を持って、その補助金削られたといたしますか、査定が行われたんでしょうけども、その辺の視点はどのようにお考えであったのか、財政課もしくは市長のお考えがあればちょっとお伺いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 市長。

市長（首藤 奉文君） 今回の予算編成に当たっては、本当に非常に言いにくいんですけど非常

に厳しい状況がありまして、想像を絶するような状況でありまして、そういうことから新規はできるだけ我慢してもらおうと、その中で新たにどうしてもそういうところはやっぱり、支援をしたいというところについては、後出しぐらいになったんですけれども、意欲を買ってやろうということで、塚原についてはゼロベースが半分に復活したというふうな状況でありまして、本当はそういう周辺部とかいうところに力を入れるべき部分でありますけども、これは塚原だけにかかわらずすべての面においてそういう状況でありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。議長（後藤 憲次君） 高橋義孝君。

議員（2番 高橋 義孝君） はい。ありがとうございます。ぜひ市長は塚原に行ってそのことをじかに言っていただくと、ちょっと減ったなあと思っても元気が出るような感じがするんですよ。

ですから、市長が言われる融和・協働・発展、その融和をまずつくるのはそういったこう周辺部に対する最大の配慮ではないかというふうに私は思いますので、ぜひ新規は認めないといえますか、新しい芽を生かしていくような方向で支援をしていただきたいと思います。終わります。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） これで7款商工費についての質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。20分から再開します。

午後2時10分休憩

.....
午後2時20分再開

議長（後藤 憲次君） 次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 7番、溝口です。まず、3点ほどございますので3つとも言わせてもらいます。

86ページ、8款1項1目19節市道草刈り補助金の対象ですね、全市にわたるのか、部分的なものなのか、どういう内容なのか教えてください。

次いで2点目、87ページ、8款2項1目7節の道路看護人と、3名で600万ということでしたが、その仕事内容について教えてください。

同じく、15節に工事請負費の詳細が入っておりませんので、これも内容を教えてください。

そして90ページ、8款の6項1目15節市営住宅解体工事533万円計上されておりますが、市全体で市営住宅がどの程度あるのかの数字なども旧3町ごとにわかれば教えていただきたいん

ですが。この市営住宅の解体工事の内容は、撤去後もどのような計画があるのか、計画ございましたら教えてください。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 建設課長の生野です。7番、溝口議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、86ページの土木総務費の中の補助金、市道草刈り補助金271万9,000円でございます。由布市に昨年の合併後、市道は由布市で今、現在、690路線あります。キロ数にして602.8キロが由布市全体の市道でございます。

内訳にしますと、挾間町が326路線、キロ数にして236.2キロです。庄内町が199路線、キロ数にして218.8キロ、湯布院町が165路線、キロ数にして147.8キロでございます。

この路線について、キロ数の合計が602.8キロでございますが、それから関連しますが、どうも維持費の中に委託料の市道草刈り業務というのがあります。これ87ページの委託料、この路線のキロ数を24.5キロでございますが、引いた578.5キロを全市の自治区にお願いして補助金を出そうと。これは新規事業でございます。ですから、大体メートル当たり47円、キロにすると4,700円でございますが、この金額が計上してあります。

次に、87の道路維持費の中の賃金600万円です。作業員、これは道路看護人3名を雇う予定でございます。仕事内容については、道路の舗装とか、側溝整備、道路路肩の補修やのり面の樹木の伐採等々でございます。

続きまして、同じく道路維持費の中の工事請負費でございます。3,000万円。これについては、道路の維持ということで各町1,000万円ずつ上げてあります。既に合併後、維持については今、現在、挾間町で26件、庄内で11件、湯布院町で4件、計今41件の維持の申請が出ています。当然、3,000万円では足りないと思います。また、今年度補正があるかと思いますが、その節はよろしくお願ひしたいと思います。

次に、90ページの住宅管理費の中の工事請負費533万円でございます。説明では市営住宅解体撤去工事しか入っていません。それと工事は住宅の雨漏り工事というのが、これの中の説明で抜けております。解体工事については湯布院町の乙丸団地を1棟、庄内町の山添住宅を1棟、向原団地を1棟、計3棟で内訳にして225万円でございます。雨漏り工事については庄内町の湊住宅ということで308万円でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 市営住宅の3件ですが、撤去するということですがけれども、その後の計画がまだ、伺ってないので……。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 済みません。

市営住宅は団地ごとに大小、いろんなケースがあります。大きい団地については耐用年数後は建てかえが考えられます。小さい住宅については、今、駐車場の車も入らない住宅等があります。木造建築が多い住宅については耐用年数後には市議の皆さんと協議しながら、どういう方向にもっていくかということを協議したいと考えております。

以上です。

議員（7番 溝口 泰章君） はい、わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、24番、山村博司君。

議員（24番 山村 博司君） 1点だけお尋ねします。

土木費の89ページの17節公有財産購入費の中の土地購入費1,100万円、この土地購入費の内容について、1点だけお尋ねします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 24番、山村議員の質問にお答えします。

これは河川費、総務費の土地購入費でございますけれども、湯布院地区の金鱗湖に流れ込んでいる水路の土地購入でございますけれども、岳本水路というんですが、金鱗湖から見て北側の塚原方面から入っている水路でございます。

そして、この事業は防衛交付金事業ということで、岳本水路の用地購入でございます。補助率100%でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 山村君、ほかにありますか。

議員（24番 山村 博司君） わかりました。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 済みません。1件だけ。89ページの都市計画総務費の中の報酬、まちづくり審議会委員43万2,000円。これは私も委員になっております潤いのあるまちづくり条例のための審議会委員だと思うんですが、38ページ ちょっと戻っていただきますが、38ページの企画費の中にも同じまちづくり審議会委員12万円って出ているんですが、これは同じ名目でダブっているのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 1番の小林議員の質問でございます。

89ページについては、都市計画の関係で湯布院町のまちづくり審議委員会の委員さんの報酬でございます。43万2,000円については審議委員さん15名中12名を支払う金額でございます。日当4,000円掛け12、掛け 基本的には6回ということですが、1.5倍の9回を予算計上しております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

総合政策課長（野上 安一君） 38ページのまちづくり審議会委員の名称につきましては、異なったまちづくり審議会委員です。名称については再考慮したいと思いますので検討させてください。

この審議会委員の内容につきましては、地域審議会の委員等によりまして、由布市全体のまちづくりの市長の諮問機関的な委員会を立ち上げたい。名称については、再考したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 89ページの都市計画費の中の総務費の13委託料、都市計画道路整備検討業務というのがあるんですけども、これは都市計画道路といいますと、挾間町の方では都市計画道路が9路線か、認定されているんですが、その件なんですか。もうちょっと詳しく御説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 11番、二宮議員の質問にお答えします。

89ページの委託料の都市計画道路整備検討業務424万2,000円でございます。これは都市計画法路線の見直し業務ということで、昨年、県から見直しを17年度でやってくださいという指摘があり、17年度は合併ということで18年度、今回路線のルート等の見直しをやりたいということでございます。

挾間町については9路線、そして湯布院町については6路線でございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 路線の見直しということで、今、説明があったんですけども、挾間町の場合、合併する前には都市計画マスタープランであって、ちゃんとした路線を決めておりますよね。それをまた、再度見直すということでの計上なんですか。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 挾間町については、16年度に路線の見直しをやった経緯があります。この湯布院町は昭和52年から見直しをしていないということでございますので、一緒に含めてルート等が変更があればということで解釈をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） あればということなんですね。一応、今のところはあるまいなというふうな考えでいいんですか。

それと、もう一点、その下の これは通告してなかったんですが、この都市計画図のデータ化業務というのと一緒にあわせて、ちょっと説明をお願いしたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 建設課長。

建設課長（生野 利雄君） 挟間町は、都市計画の路線は見直し業務は16年度やったということで、それを含めてだけれども、変更なければいいという私の方は解釈しているんですけど。

それに伴う都市計画のデータ業務でございますが、これは18年度から交付金事業ということでやってくださいという事業でございます。

議長（後藤 憲次君） いいですか。次に、9番、淵野けさ子さん。（発言する者あり）いいですか。

それでは、以上で通告による質疑は終わりましたが、ほかに、田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 16番、田中です。何回も人件費のことについて質問するのは大変心苦しいんですけど、もう一つ1件ありますのでお願いいたします。

87ページ、8款2項2目の道路新設改良費の中ですが、そこに2番の給料に一般職1人が737万5,000円、それから職員手当に186万4,000円、1人とあります。合計すると923万9,000円なんですけど、どうしてここにこういう1人分の1,000万円近い給料が出ているのか、ちょっと腑に落ちませんので説明をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 16番議員さんにお答えいたします。

確かにこの人件費、給料、職員手当につきましては、1人分から見るとかなり多いようになっています。しかしながら、ここの道路新設改良費の補助事業の中で補助事業分で人件費を割り振っておりますので、1人にしては恐らく五、六百万円だろうと思いますが、その残った分につきましては、道路総務費ですか、そこの方にまた、回すような予算組みになっております。

産業建設部長（後藤 巧君） ちょっと説明の追加をいたします。

今、財政課長が言いましたように補助事業で職員の給与、職員手当等が認められております。その認められた額を乗せてあります。

ですから、この1人というのを消していただきたい。何人になるかわからない、その金額にあうまで職員の給料を充当 ここから出したいと考えております。

議長（後藤 憲次君） 田中真理子さん。

議員（16番 田中真理子君） 今こういう財政状況の中ですので、なるべくこういうことはな

さらないようにしていただきたいのと、やはりそれならそれなりにきちっと対処するのが、この予算審議会に上がってくるひとつの理由じゃないかなと思います。

それと、そういうときもきちっとやはり　今回、いろんなところでこういう予算とか、いろんな質問されていますけど、もう一度見直すだけの時間と余裕があるべきじゃないかなと思いますので、その点も申し加えておきたいと思います。

議長（後藤 憲次君）　ほかにありませんか。　これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。質疑の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

まず、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君）　11番、二宮です。91ページの8の報償費なんですけど、消防設置委員ということで12万円上がっています。消防長の説明では老朽化しているのというような説明があったんですけど、建てかえる予定を今、何年先か、持っているんでしょうか。

議長（後藤 憲次君）　消防長。

消防長（二宮 幸人君）　消防長の二宮でございます。ただいま11番の二宮議員の質問にお答えいたします。

消防庁舎老朽化ということで何年後に建設計画があるかということでございますけれども、その前に消防本部として今回、新たに18年度予算で先ほどありますように8節報償費12万円を計上させていただいております。この12万円の内容につきまして、関連がありますのでその方から説明をしていきたいと思っております。

議員も御承知のとおり、消防本部の庁舎、挟間、庄内、湯布院、3庁舎ございますけれども、昭和49年度末に建設され、32年間が経過し、建物も老朽化しております。あわせて事務量の増加、それから施設内での訓練もままならない狭い　手狭になっております。その関係上、今回この予算に計上いたしまして、由布市内の各層の市民の方々にこの庁舎の建設についての審議会等立ち上げまして、いろいろ市長の諮問機関として委員会を立ち上げ、この委員会の結論を市長に答申して、市長の都市計画の中に入れていただき、年次計画で庁舎建てかえ等も今、したと　いうように考えております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君）　二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君）　要するに、消防庁舎の方を老朽化しているの建てかえということ前提にしての委員会の立ち上げということでもいいんでしょうか。

消防長（二宮 幸人君）　はい、そのとおりでございます。

なお、委員会の委員数については、一応10名以内を考えております。それで、18年度は一応3回ということで12万円計上させていただいております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 次に、9番、淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） 9番です。92ページの9款消防費の18節消防機械器具費、救助用機械器具費70万円と計上されております。このことについての説明と、ちなみに由布市の消防署内ではAEDは設置されておるのかどうか、お聞きします。

消防長（二宮 幸人君） 消防長でございます。9番議員、淵野議員の質問にお答えいたします。

まず、AEDから説明いたしますと、AEDは消防本部内に5台設置をしております。各救急車に4台、それから先般購入いたしました救助工作車に1台、計5台設置しております。

このAEDの取り扱い講習については一応、私以下56名の職員は全員3時間の講習を終了いたしております。

それから、備品購入費、消防機械器具でございますけれども、空気呼吸器、これを1基、それからストップウォッチ、これを2個、それから庄内出張所の方に配備いたしますチェーンソー、これを1台、計三つを予定しております。

また、救助機械器具につきましては、救助訓練をする上において「チルホール」ですとか、そういう器具がございます。カラビナ、ロープ、そういうのが入っております。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 淵野けさ子さん。

議員（9番 淵野けさ子君） AEDについて少しお伺いしたいと思います。5台設置しているということですが、医大のロビーとか、待合室にもあるんですけれども、由布市の例えば、人が集まる場所、いろんな施設があろうかと思いますが、今後少しずつでも施設にAEDを広めていくというようなお考えがあるのかどうか、お聞きします。

議長（後藤 憲次君） 消防長。

消防長（二宮 幸人君） AEDの設置につきましては、現在、由布市内には碩南高校、庄内公民館、それから庄内の庁舎、温泉館、湯布院につきましては夢想園、それから挾間町につきましては大分大学医学部附属病院の各階にAEDを備えつけております。消防本部といたしましては、公共施設には必ずAEDを設置していただきたいなという希望は持っております。

それから、また、各ジャスコとか、そういう不特定多数の出入りする箇所、こういうところにはAEDを設置していただきたいという希望は持っております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わります。ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。質疑の通告がありますので通告順に順次発言を許します。

まず、17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 17番、利光でございます。10款1項2目の13節でスクールバスの運行業務が360万6,000円上がっておりますが、これの3地域の内訳といたしますか、中身を教えていただきたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 学校教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。質問にお答えをいたします。

スクールバスの運行業務でございますけれども、これは湯布院町塚原地区の中学生の通学に対する委託料239万円でございます。それから、庄内町の阿蘇野内山地区ですか、小学生の通学に対する委託料でございます。125万6,000円です。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 利光直人君、ほかにありませんか。

議員（17番 利光 直人君） 課長が言われましたように、今回18年度はこれで運行なされるようですが、先般市長も来られまして挟間で懇談会がございましたが、石城の方でありましたが、石城もバスがなくなりまして非常に困っているという話も出ております。ぜひ、19年度あたりにその辺の 先ほども何度か質問に出ていたしましたが、多地域にわたっての検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 次に、11番、二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 11番、二宮です。97ページの7節賃金の臨時職員4,762万8,000円なんですが、その内訳が先般12月の第1回定例会で請願が出まして、その採択をしておりますね、複式解消とか、そういうものが全部クリアできているのかどうか、その配置を教えてくださいなんですが。

議長（後藤 憲次君） 教育課長。

学校教育課長（太田 光一君） 学校教育課の太田です。7節の賃金4,777万円の内訳でございますが、これにつきましては臨時講師4名分、それから小学校の校務員14名分、それから図書司書10名の28名分の賃金でございます。

議長（後藤 憲次君） 二宮英俊君。

議員（11番 二宮 英俊君） 第1回定例会のときの石城小学校、あといろいろ学校ごとに四つですか、請願が出て、その分は全部手当ができていますということによろしいのでしょうか。

学校教育課長（太田 光一君） 学校の先生の配置の人事が今現在行われておりますが、これがまだ、決定をしておりませんので、予算上はおおむねカバーはしていると思います。

議長（後藤 憲次君） 次に、1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 幾つかあるんですが、まず、105ページから106ページ、社会教育費の中の使用料及び賃借料ですが、これの中に ここに上がってないんですけども、17年度予算と見比べたときに湯布院で行っております子供映画祭、もう17回やっていると思いますが、これ公民館事業でやっておりまして、17年間ずっと続いてたんですが、これの分の経費がフィルムの賃借料として毎年上がっていたんですけど、今年上がっておりませんが、この子供映画祭の事業はもうやめられたのかどうか、ということ、まず、それを教えてください。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

今回、今年度は今、湯布院公民館でやります野外教育、それと子供音楽祭、これについて非常に予算の厳しい中でございますので、どちらをとるかと言われまして、子供の映画祭につきましては断念をせざるを得ないということで、17年度限りで一応予算的に上げることはできませんでした。

それで、野外教育につきましては5年目ということで、これから子供たちがやっと慣れるんじゃないかなということで、そちらの方に重点を置いたということで、野外教育の方をとらせていただきました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 子供映画祭17年間やってきて、その成果、年々子供の社会教育の上で映画館のない町で子供たちが映画を見る機会をつくってきた。それを予算上厳しいからといって、今年度予算上げませんと一方的に切るのではなくて、実はこの映画祭、公民館事業でやっていますが実行委員会をつくっていただいて、民間のスタッフの人たちが皆さんで出ていている。その実行委員会にも何の話もなかった、もう公民館事業としてありませんみたいな話もなかった。いきなり予算をばしっと切るというのは、私はこれは非常に特にこういう予算の性質を考えますと、幾ら予算厳しくても、実際に例えば実行委員会に諮って予算が厳しいけれどもどうしようか、そしたら協賛金やカンパを集めようとか、いろいろやれると思いますけれども、予算がないから事業も終わりになりますというようなニュアンスで一切上げないというのは、これはちょっといかなものかと思っておりますので、ぜひ、これはもう一度検討していただいて、ぜひしっかりとした説明を実行委員会初め、関係者にもしていただきたいと思っております。ぜひ、これまでの17年間続いてきた事業成果を考えて、再検討をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 1番議員にお答えいたします。

議員が言われるとおりでございます。17年間ずっと続けてきた、やはり守られてきたという子供たちの やめるという悲しさ等もあると思います。予算のお願いするときもしっかりお願いしたんでございますけど……、やはりそういうところを考えまして やはり青少年健全育成に向けて、ひとつの、残念なことでございますけど、しかし、これも湯布院に青少年健全育成の会とかいろんなものがあると思います。そういう中でどうしていこうかというのも考えております。

それと、もう一つは先ほど言われましたけど、実行委員会に何もなくというのは、やはり私はそれはちょっと反省しておるところでございますけど、昨夜実行委員会があると聞きましたけど、今度すぐ、12日ですか、控えておいて、いきなりもうなくなりますということはなくして、今度反省会するとき、じっくり実行委員さんとお話しして今後どうしていったらいいのか、その協議はしっかりしていきたいと思っておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） わかりました。査定で落とされたというのはわかりました。今度の土日が第17回の子供映画祭なんです。ぜひ、市長も助役も足を運んでください。それでぜひこの子供映画祭どういう雰囲気、どういう子供たちが、どういうふうに参加しているか、見ていただきたいと思っております。

それと、もう一つ、二つあります。112ページ、ラグビー場の建設工事費2億5,000万円の件、これ、きのう、歳入の方で質問しまして説明していただきましたので、よくわかりました。

ただ、さきにこのラグビー場建設工事費と、もう一つ、その次の次の114ページ、スポーツセンターの体育館改修、アスベスト改修工事、これ、それぞれこれから工事契約をするんだと思っておりますけれども、特にスポーツセンターのアスベスト対策は専決処分したいと言われていたのをこうやって間に合わなかったからというのが主な理由かもしれませんが、きちんと議案に上げてくださったことについては感謝と評価をしたいと思っておりますが、実際にこういう工事を契約するときに、ラグビー場はもちろんのことですが、スポーツセンターの方、6,600万円、議会の議決も必要な工事契約額が1億5,000万円に上がっていて、6,600万円ぐらいの工事は議会に上がらないということが最初の理事会で確認されましたが、ぜひ、議決は必要じゃなくても事前にその報告をしていただきたいということを、最初の臨時議会でお願ひ申し上げていたんですが、その点、報告をしていただけますでしょうか。

体育振興課長（佐藤 省一君） 体育振興課、佐藤です。

一応、報告につきましては、契約管理課ではないということですので、体育振興課の方で報

告させていただきます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） それから、もうちょっと細かく言いますと、臨時議会のときに1億5,000万円というのが地方自治法で決められているけれども、これを独自に下げることができるかどうか調べてほしいと言ったままでお返事がないので、そのお返事をもし今、わかればいただきたいと思います。

契約管理課長（高田 英二君） ただいまの件についてお答えいたします。

地方自治法の議会の項目によりまして法第96条第1項の第5号及び第8号に規定する基準の中でうたわれておりますので、法的にはそれを変えることはできないと思っております。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 早い段階でそれを教えていただきたかった。

もう一つ、ラグビー場の、朝、追加資料で説明をいただきましたことについて、これ確認なんですけれども、特例債を使うのと地域活性化債を使うのとどっちが得かということで詳しい資料をいただきました。ぜひ、起債を変えるときには、こういう具体的な数字をきちんと示した上で、こういうことでこれだけ得ですからと言っていたきたいと思います。

市の単費4,742万円と1億714万円、これだけの差があるのであれば、特例債の方が有利だというのはわかりましたが、ちょっと確認なんですけど、この市の単費がこの額で出ていますが、合併特例債にしても地域活性化債にしてもこの交付税の算入額が70%と30%とありますが、この算入額ということについて、この額が丸々交付税として上乗せされるということではないんですよね、そこだけちょっと教えてください。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 1番議員さんにお答えいたします。

交付税算入額は70%、これ合併特例債で言いますと、70%というのは起債の充当率95%の2億3,940万円に対する70%は交付税に入って戻ってくるということでございます。あくまでも予定……。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） そこをあえて言わせてもらおうと 釈迦に説法でちょっと申しわけないんですけど、よく特例債の話をするときに70%交付税措置がされると言いますが、交付税措置がされるというのは交付税として戻ってくるわけではないはずなんです。私が考えているのが正しいかどうか言っていたきたいと思いますけれども、交付税の算定をするときに基準財政需要額と基準財政収入額の差を交付税として、簡単にいえば埋めるわけなんですけれども、単なる差ではなくてその差に調整率と言うものを掛けて、それが最終的に交付税額として決定する。その基準財

政需要額の中に合併特例債の7割、95%の7割を算入する数字として入れるだけであって、例えば具体的にいえば、この1億6,758万円という数字を入れて交付税を算定するという基準だけです。今、現に調整率は100%を随分下回っておりますので、具体的には調整率を掛けるとこの交付税額、70%の交付税額が丸々上乘せされるとは言えないと思うんですが、そういう考えでよろしいでしょうか。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） これはあくまでも大体というところに入れております。これが必ずこの額で入ってくるということではございません。

ですから、交付税算入額70と30の差、これを見ていただければ一目瞭然で合併特例債の方が得だということでございます。

議長（後藤 憲次君） 小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） あえて言いますと、調整率が今後、国が合併特例債を全国が多発するから調整額をどんどんいじってくると、そうすると交付税算入額の率が低い方がむしろその負担が減る。今回のようにこんなに差があれば、確かに合併特例債の方が得だとわかりますが、70%を算入額に期待しているよりも、算入額を30%に抑えておいた方が30%から調整額で減らされる分が減るわけですね。ちょっとこういうところでこういう話をするのは適当かどうかわかりませんが、そういう交付税額が丸々戻ってくるんだということではないということを確認したいと思います。

今後、こういう検討はぜひしていただきたい。そして、いろんなことを検討するときにこういう数字をきちんと出した上で、こういう起債をしましたということぜひ言っていただきたいと思いますが、その点をぜひよろしくお願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 答弁要りませんか。 以上で、通告による質疑が終わります。ほかに質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 長いこと挟間の旧町議をしとったんですけども、初めて聞くことでびっくりしたんですが。96ページの教育総務費事務局費の中で土地購入費、公有財産購入費17節の中で、これは挟間の土地購入で10年間にわたって放置しとったみたいなことを言われて、1回も聞いてないので私だけに教えてもらえなかったんかと思ってちょっと苦になっとなんですけど、その原因と経緯について、もう少し詳しく報告してくれませんか。

挟間振興局長（二ノ宮健治君） 挟間振興局長の二ノ宮です。当時、企画財政課長という立場でこの報告を受けていましたし、議会の方に逐次報告をしています。

当時、挟間小学校、それから中学、由布川小学校、谷小学校、朴木もすべてあったわけですが、何分現在今残っている分について金額が大きいということで、谷小学校分と、それから小さな分

については議会に報告をして　もちろん西郡議員もいらっしまったわけですけど。平成12、3年だと思えます。小さな分は支払ったんですけど、1,000万円を超える分についてなかなか財政措置ができなかったということで由布市の方にずれ込みました。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 朴木って言われてすぐわかったんですけども。ほかのところはこういう金額というのはちょっと承知してなかったんですけど。金額そのものは言われてなかったというように思います。そういうものがあるということは、ずっと……、今、わかりました。ただ、これにはびっくりしました。

その次に、先ほどから出てた社会教育関係団体の補助金について、これは社会教育法で社会教育委員会に議を経なければ、これ決定できないんですね。減額も増額も。それがいつ行われたのか、お知らせいただきたいと思えます。社会教育委員会で、要するに社会教育関係団体に対する補助金の額を増額、減額、決定しなければならないんであって　法律では。その社会教育委員会なるものがいつ開かれて、この補助金の決定を行ったのか、教えていただきたい。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 8番議員にお答えいたします。

社会教育委員さんは1月に決定したわけでございますけど　2月です。それで今、今回のこの予算につきましては、委員会にかけておりません。社会教育委員会でなくして社会教育委員さんに協議はしておりません。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だから、「してません」じゃなくて、「ねばならない」になっているんですよ。社会教育委員会にかけて決定しなければならない。社会教育委員会法をちょっと見てもらえんですか。

議長（後藤 憲次君） 休憩します。15分から始めます。

午後3時10分休憩

.....
午後3時20分再開

議長（後藤 憲次君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（甲斐 裕一君） 8番議員にお答えいたします。

8番議員から指摘された件につきまして、今、社会教育法、それから社会教育員さんの職務、これについてすべて見たわけでございますが、調査したわけでございますが、予算について云々というのはここに書かれておりません。それで、今後、調査して、そしてできることならば8番議員さんにもその御指導を受けながらやっていきたいと思えます。よろしく願います。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 私の指導は必要ないけれども、一応原理原則はどういうことなのかという問い合わせをきちんと上級機関にして、この解釈をどうようにしたらいいのかということで指導を受けてください。

議長（後藤 憲次君） これで10款教育費についての質疑を終わります。

最後に11款災害復旧費以降について質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

以上で、議案第59号 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 118ページ以降の給与費明細書について。いろいろ考えてつくられたんだと思うんですけども気がついたところだけ言います。

120ページは訂正をされました。次の121ページについては、全額が間違っています。17年10月1日現在の平均給与月額と平均年齢は先の17年度予算で示された全額と違うんで、違う金額の場合はやっぱりどうしてこういう違う金額を上げたかということをきちっと説明せんといかんというふうに思います。ましてや、国の制度のところでは行政職2表じゃなくて、行政職と公安職で比較するのなら、国が採用している行政職1表と国の採用している公安職で比較検討すべきだろうということで、次回からそのようにしますというふうに言ったわりには、全然直していない。

122ページについては、これは先ほど言った消防署に対する特別な差別的な取り扱いの最たる一覧表がありますけれども、9級と7級だけで表現しているというのもこれもちょっとおかしいんじゃないですか。現行が9級と8級、改正案で8級と7級というふうになっているのに、この表では9級と7級というあらし方をしています。

ずっと前のページで119ページ、職員の人数（人）と書いて 総括の表の中に。その（人）って書いているから、下の人数も括弧したんだろうというふうに思いますけれども、これは余分なことで、職員数と（人）の間に線が入ったら、これは人の単位にはならないんです。こんな要らんことせんように。

それと124ページで、これは私たちが知らない部分なんですけれども、国の制度で甲地というのを書いています 甲乙丙の甲地。これだけは教えてください。

それと、125ページは国の制度で通勤手当に対して片道2キロとまでしか書いていません。片道2キロだけがなくて、あとは皆あるのかというようなことになりますので、表記はきちっというふうにしてほしいというふうに思います。

それと、130ページ、最後のページですが、調書で期間を書いているんです。事項、限度額、期間というのを書いて、期間の中が二つに分かれているんです。こういう書き方はあってあられ

んもので、これは工夫して、次回からはきちっと書いてほしいというふうに思います。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 総務課長。

総務課長（篠田 安則君） 西郡議員の御質問にお答えいたしますが、この甲地につきましてはちょっと手元に今、資料がございませんので、後で調べて御報告申し上げます。大変済みません。よろしく願いいたします。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 後で調べてお知らせしますということが、この定例議会中にも何人もおったんですけど、ほかの議員から文句言われて、後であんたのところだけ聞いてもらっちゃ困るということなんで、ぜひとも本会議の冒頭でも、中間でも、いつでも結構です。この席できちっと言うようにしてください。お願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。

以上で、議案第59号平成18年度由布市一般会計予算についての質疑を終わります。

日程第2・議案第60号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第2、議案第60号平成18年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） かがみを開いてください。由布市国民健康保険特別会計予算で、国保の場合は診療所等がありますから一般的には国保の特別会計については事業勘定のというまぐら言葉がつくんですね。挾間町だけがこれきちっとしとったんだろうというふうに思います。なぜ、それが挾間町出身の財政課長がいながらそういうふうにならなかったのか、ちょっと疑問なんですけれども。教えていただきたいんですが。

議長（後藤 憲次君） 財政課長。

財政課長（米野 啓治君） 確かに8番議員の言われるとおりでございます。挾間町は前に規程のという言葉がございました。これはちょっと私も今まで水道会計というか、そちらにいて一般会計見てはいなかったんで気がつきませんでした。今後気をつけます。

議長（後藤 憲次君） ほかに。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 規程のというのはようわからんのですけれども。

第1条歳入歳出予算の総額のところは「事業勘定の歳入歳出予算の総額は」で始まるわけです。ここには前任者の飯倉氏もおれば、大久保氏もいます。そういうことなんでしょ。だから、そういう点でいえば、きちっとした予算書をやっぱりほかに出して恥ずかしくないように、補正予算

額とか巢もつくれんようなことは書かんで。

それと第3条を見てください。第3条の場合、うちの場合が特殊だったのかもしれませんがけれども、うちの場合は従前、職員の人件費じゃなくて、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの各経費の各項の款の流用というふうな表記になっています。国保も介護保険も老健も皆同じだったんですけれども、それがどうして、これ一般会計と同じ表記になっているのか、ちょっとわからないんですけれども。それは先ほど名前言いました前任者のそれにかかわっていた飯倉氏が大久保氏が答えてほしいんですけど。挟間町ではそういうふうにしていた。

会計課長（飯倉 敏雄君） 会計課長でございます。

今、議員が御指摘のとおりでございます、国保を見ますと給料職員等という表現を使っておりますけど、これは削除されるものじゃないかなと。別紙を見てもみますとこういう項はございませんので。今後なおると思っております。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。これで質疑を終わります。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは補正予算との関連でもあるんですが、7ページを開いてください。事項別明細の総括表の歳出で、本年度予算額の財源内訳が載っています。国、県支出金あるいはまた一般財源、その他の特定財源ということで、国、県支出金の中にいわゆる支払い基金等が含まれるというような それは答えてなかったね。そういう答えはなかったんだけど、それは検討するという事だったんですけれども、当初予算でこのように見ますと国、県支出金以上に 国、県支出金のところに計が多額に入っているということなんですけれども、ちょっと調べてもらったかと思うんですけれども、支払い基金をその他の特定財源じゃなくて国、県支出金に入れるということで正しかったのかどうか、お願いします。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） 保険課長の佐藤です。よろしくお願ひいたします。8番議員の質問にお答えします。

これにつきましては、財源充当につきましては、国の分につきましては国の財政調整交付金がこれに当たります。そして、療養給付等交付金、これは国からの36%分の給付でございますが、これは国の分でございます、これは支払い基金を通じてこちらに回ってくる分でございます。したがって、国、県のところの財源充当に全部上がっているということでございます。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。西郡議員、ありませんか、もう。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） じゃ、今度大久保さんにお答え 来ているのかな。いないんですか。じゃ、また、飯倉さんに。そういうことでよろしいんでしょうか。

会計課長（飯倉 敏雄君） 会計課長でございます。

現課がそのように説明するんでありますので、いいと思います。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第3．議案第61号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第3、議案第61号平成18年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として質疑を受けます。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 言いたくはないけど、3条の2行目、こういうふうにせっかく補正予算のところで訂正を出したわけですから、こんなに字をあけて書くようなやり方をしたら、やっぱり早めに気がついたところで訂正するというようにしてほしいと思います。

この会計だけが「事業勘定の」がないんですね、事業がないから。したがって、あとはありますから、質問する前に先に訂正をお願いしたいと思います。

議長（後藤 憲次君） 保険課長。

保険課長（佐藤 純史君） そのようにするように注意いたします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第4．議案第62号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第4、議案第62号平成18年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） だから、今言ったのは次のはありますからということなんで、このページに移ったら、このところは「事業勘定の」ですよと、そしてさらに3条のこの流用については、先ほど言った文章表記に変えますということをそちらの方から言ってくださいというお願いは先ほどしたんです。次回からこういうことのないようによろしくお願いします。

議長（後藤 憲次君） ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第5．議案第63号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第5、議案第63号平成18年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これは給与表のところですか。最後のページを反対にひっくり返してみたら、特殊勤務手当等でクのところ、ここに代表的な職として公安職の比較を出しています。

これは前回言ったように、いわゆる公安職との比較は必要ないし、むしろ行政職2表の方ですか、採用しているとすれば、それを書くべきじゃないかというふうに言ったんですけど。直接これにかかった水道課長さんが漫然と聞いていたのかどうかかわからんですけど、公安職 挟間の場合がたまたま現業職の人を置いていたからそういうようになったのか知りませんが、あえてこの比較表に公安職をずっと入れたというのは、あれほど言ったのに何かそれをあえて入れるという理由が何かあったのかどうか、お願いします。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。8番議員さんへお答えをいたします。

この表につきましては、総務の方と連絡を取りあいながらつくったんですが、公安職、これ今度の水道事業の方は企業職とあれているんですが、こちらの簡水の方は一般的職員ということで、公安職ということでそのままなっております。

議長（後藤 憲次君） 西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 水道会計で公安職と比較するという例が私には考えられないので、水道会計でそういうふうになっているのなら、むしろ水道特別会計にあわせるという方が妥当じゃないんですかね。そういうふうに思いますけど、御検討をお願いします。

議長（後藤 憲次君） 答弁要りませんか。

ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第6．議案第64号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第6、議案第64号平成18年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも一般財源から全部充当して出すということで補助金のたぐいと変わらないということなんで、特別会計をなくす性格のものだけれども、年度中になくなるということで、それをしなかったのどうか。それだけ確認したいと思います。

議長（後藤 憲次君） 産業建設部長。

産業建設部長（後藤 巧君） 8番議員にお答えいたします。

この公共下水道事業につきましては、現在中止中というわけで、公債費の償還等もございまして、一応特別会計でこのままやっていきたいと考えております。

議長（後藤 憲次君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第7．議案第65号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第7、議案第65号平成18年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第8．議案第66号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第8、議案第66号平成18年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として質疑を受けます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。17番、利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 17番、利光でございます。

歳入の5ページの3番の諸収入、これの前年度予算額の7,608万円というのがあるんですけど、これのちょっと諸収入の内訳が聞けたらお願いしたいと思います。

健康温泉館長（浦田 政秀君） 健康温泉館長でございます。17番議員の御質問にお答えいたします。

3目の諸収入の7,608万円につきましては、旧湯布院町のときの一般会計からの繰入金でありまして、9月末までの決算額の残額であります。由布市の本予算編成では決算余剰金として3目の諸収入の雑入で計上したものであります。よって、平成18年度につきましては、3目の諸収入、本年度予算で2,000円、それから、2款の繰入金の方になります。繰入金の方で1億2,110万円ということで計上してございます。

以上でございます。

議長（後藤 憲次君） 利光直人君。

議員（17番 利光 直人君） 挟間のこの陣屋の村がやっぱり金額が大分 500万円ぐらいい出すんですけど、この温泉館によると金額が非常に大きいし、この予算出すとあと何年一番最初の方に、一番後ろのページに18年度の未現在高の見込み額が5億2,857万6,000円とこうなっていますが、これはあと何年償還する予定でしょうか。

議長（後藤 憲次君） 健康温泉館長。

健康温泉館長（浦田 政秀君） 平成27年まででありまして、あと10年間ほどあります。

議員（17番 利光 直人君） 以上です。終わります。ありがとうございました。

議長（後藤 憲次君） 以上で通告による質疑は終わりましたが、ほかに何かありませんか。 これで質疑を終わります。

日程第9．議案第67号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第9、議案第67号平成18年度由布市公共用地先行取得事

業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

日程第10．議案第68号

議長（後藤 憲次君） 次に、日程第10、議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許します。1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 22ページ、資本的支出の中の車両運搬購入費で公用車を1台購入する予定というふうに出ておりますけれども、この公用車の購入について、どういう目的でどういう車を買うのかというのを教えてください。

議長（後藤 憲次君） 水道課長。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。1番議員さんへお答えをいたします。

建設改良の45節の車両運搬費ですが、これにつきましては現在、買うのは湯布院の水道係の方に1台ということでございます。それにつきましては、今、湯布院 うちの今の職員でオートマチック車しか運転できない人がおりますので、その分の車をこちらの本課の方に持ってきています。挟間にあった分を向こうにあげているんですが、それが平成2年に購入しております。車種といえば、軽四になりますがトラック式の後ろにもちょっと 運転席の後ろに雨にぬれなくて、何というんですか、ダイハツのボンゴ式っていうんですか、ちょっと空間があるんですが、その車を考えている次第でございます。

以上です。

議長（後藤 憲次君） 1番、小林華弥子さん。

議員（1番 小林華弥子君） 水道課だけではないんですけど、公用車の使用及び管理というのはどのようにされているのでしょうか。各課ごとに公用車を持っていて、それぞれの課が管理しているのか。市全体で管理して、どの課が持っている車でも乗れるようにしているのか、どういふふうに使っていらっしゃるのでしょうか。

議長（後藤 憲次君） どうぞ。

契約管理課長（高田 英二君） 契約管理課の高田です。1番議員さんの御質問にお答えしたいと思えます。

現在のところ公用車は各振興局単位で、職員数、課数にあわせながら配置しております。その中で不要不急の場合はその振興局単位で融通していただくような形をとっております。

今、もう古い車が多々ございますので、年次的に切りかえていくという形をとりたいと思っておりますし、今度予算では2台ほど一応軽を計上しておりますけど、そのためには3台なり4台

なりの配車をしながら随時車の整備をしていきたいと思っております。

なお、町長車につきまして、旧町長車が2台ほどありますけど、今1台は市長が旧湯布院の町長車に乗っておりますが、別の2台については公売の予定をしております。

水道課長（目野 直文君） 水道課長です。公営企業法にのっとり水道事業会計におきましては、車両が固定資産に上げておりますので、その分については水道課の方で購入等をしております。

以上です。

議長（後藤 憲次君） ほかに質疑ありませんか。 以上で質疑を終わります。

以上で各議案の質疑が終わりました。質疑を行いました報告第1号平成18年度財団法人陣屋の村の事業計画を説明する書類の提出についてから、議案第68号平成18年度由布市水道事業会計予算についてまでの69件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議長（後藤 憲次君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤 憲次君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

今回の本会議は3月14日午前10時から一般質問を行います。御苦労でした。

議員各位は全員協議会を行いますので協議会室の方へ集まってください。

午後3時50分散会